

第2期

熊本県スポーツ推進計画

(素案)



©2010熊本県くまモン

熊本県教育委員会

目次

改訂に当たって	
第1章 第2期熊本県スポーツ推進計画の概要	1
1 策定の背景	
2 計画の性格	
3 計画の期間	
4 第2期熊本県スポーツ推進計画の体系	
第2章 基本構想	4
1 基本理念と目指す姿	
2 基本施策	
第3章 スポーツ推進の具体的方策	5
基本施策1 ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進	5
(1) ライフステージに応じた運動習慣の定着	
(2) 子どもの体力向上のための運動の推進	
(3) 高齢者スポーツの推進	
(4) 障がい者スポーツの推進	
基本施策2 スポーツを通じた活力があり、絆の強い社会の実現	16
(1) 総合型地域スポーツクラブの充実	
(2) スポーツを通じた地域の活性化	
(3) スポーツをささえる人材の育成	
(4) スポーツを通じた国際交流の促進	
(5) スポーツを通じた健康増進	
(6) スポーツ施設の復旧と充実	
基本施策3 競技力の向上と世界に羽ばたくトップアスリートの育成	32
(1) 優秀競技者・指導者の育成	
(2) トップアスリートと地域スポーツとの連携・協働	
(3) プロ・企業スポーツとの連携	
(4) スポーツ関係団体との連携	
(5) クリーンでフェアなスポーツの推進	
第4章 スポーツ推進体制の構築	41
1 県民の理解と参加の促進	
2 スポーツ推進のための財源確保の工夫	
3 計画の進捗状況の検証と計画の見直し	
用語の補足説明	43
資料	44

改訂に当たって

本県は、平成28年に大きな地震に見舞われました。平成30年4月現在、倒壊した家屋は197,111戸、死者264人、避難者は最大で183,882人にのぼり、これまで経験したことのない災害に、不安と恐怖で眠れぬ夜を過ごしました。本震から約3年が経とうとしていますが、今もなお多くの県民が、仮設住宅等での生活を余儀なくされています。

そのような中、スポーツは、心身の健康の保持増進や体力の向上、感動の共有等を通して、人々のつながりを深めます。また、人と人との絆を培うスポーツの力は、ともに地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かで味わい深いものにします。さらに、アスリートの活躍は、私たちに夢や勇気、感動と誇りを与え、スポーツへの関心を高めてくれます。

このようなスポーツの持つ魅力は、県民に大きな活力を与え、熊本地震からの復興に向けて歩みを進める県民を、大きく後押しするものとなります。

第2期計画においては、前計画の「スポーツによる人が輝く豊かなくまもとづくり」の基本理念を引き継ぎ、「ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進」「スポーツを通じた活力があり、絆の強い社会の実現」「競技力の向上と世界に羽ばたくトップアスリートの育成」の3つを柱として掲げ、それぞれの「目標」と「施策」そして、「具体的な方策」等を示しています。

今回の改定において、本県で開催される国際スポーツ大会に係る様々な施策及び平成28年の熊本地震の影響を受けた県有体育施設の充実について内容を厚くしております。また、第2期スポーツ基本計画に新たに追加された「スポーツを通じた健康の増進」についての内容を盛り込むとともに、スポーツ・インテグリティ^{※1}を高め、「クリーンでフェアなスポーツの推進」について取り組むことを新たに項目立てし、「する・みる・ささえるスポーツをとおして、すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合い、互いに支え合いながら健康で活力ある生活を実現すること」を目指します。

「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で積極的にスポーツに参画し、「スポーツによる人が輝く豊かなくまもとづくり」が実現できますよう、県民の皆様とともに取り組んで参りたいと考えておりますので御理解と御協力をお願いいたします。

終わりに、本計画策定に当たりまして、御尽力をいただきました熊本県スポーツ推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました県民の皆様方に、また多くの関係者の方々に感謝申し上げます。

平成31年2月

熊本県教育委員会

第1章 第2期熊本県スポーツ推進計画の概要

1 策定の背景

現代社会において、生活の利便性の向上による体力の低下、人間関係の希薄化等による精神的ストレスの増大等の諸問題が深刻化しています。また、我が国は超高齢社会をむかえ、国立社会保障・人口問題研究所では、2025年には、本県において「3人に1人が65歳以上」になると推計されています。県民が生涯にわたって健康で、明るく生活を送ることは、個人の幸せにとどまらず、社会全体の活力の維持のためにも重要となります。

今やスポーツは、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を送る上で不可欠なものとなっています。

このような社会背景を受け、国において、平成23年に「スポーツ基本法」が制定され、同法に基づき翌年に「スポーツ基本計画」が策定され、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を送ることは、すべての人々の権利であることが明記されました。本県においても平成26年に熊本県スポーツ推進計画を策定し、これまで5年に渡って計画に基づいたスポーツ推進を図ってきました。その間、本県において2つの国際スポーツ大会の開催が決定するなど、本県スポーツを取り巻く環境も大きく変化してきました。

また、熊本県スポーツ推進計画の5年間を振り返ると、

- スポーツ実施率はほぼ横ばい（H24:53.1%→H30:52.9%）
- 子どもの体力は緩やかに向上（H25:49.98→H29:50.38）
- 総合型地域スポーツクラブ数とともに会員数も緩やかに増加
（クラブ数 H25:65→H30:69）（会員数 H25:15,064人→H29:15,634人）
- 県立スポーツ施設利用者は減少（H25:1,367,461人→H29:1,340,818人）
- 国民体育大会成績の低迷（天皇杯 H25:27位→H29:29位）

各指数は横ばいの状況であり、大きな成果は見られません。

原因としては、平成28年の熊本地震の影響が大きく、スポーツ施設の被災をはじめ、避難所生活における運動不足などが挙げられます。平成30年1月調査の「県民のスポーツに関するアンケート調査」では、

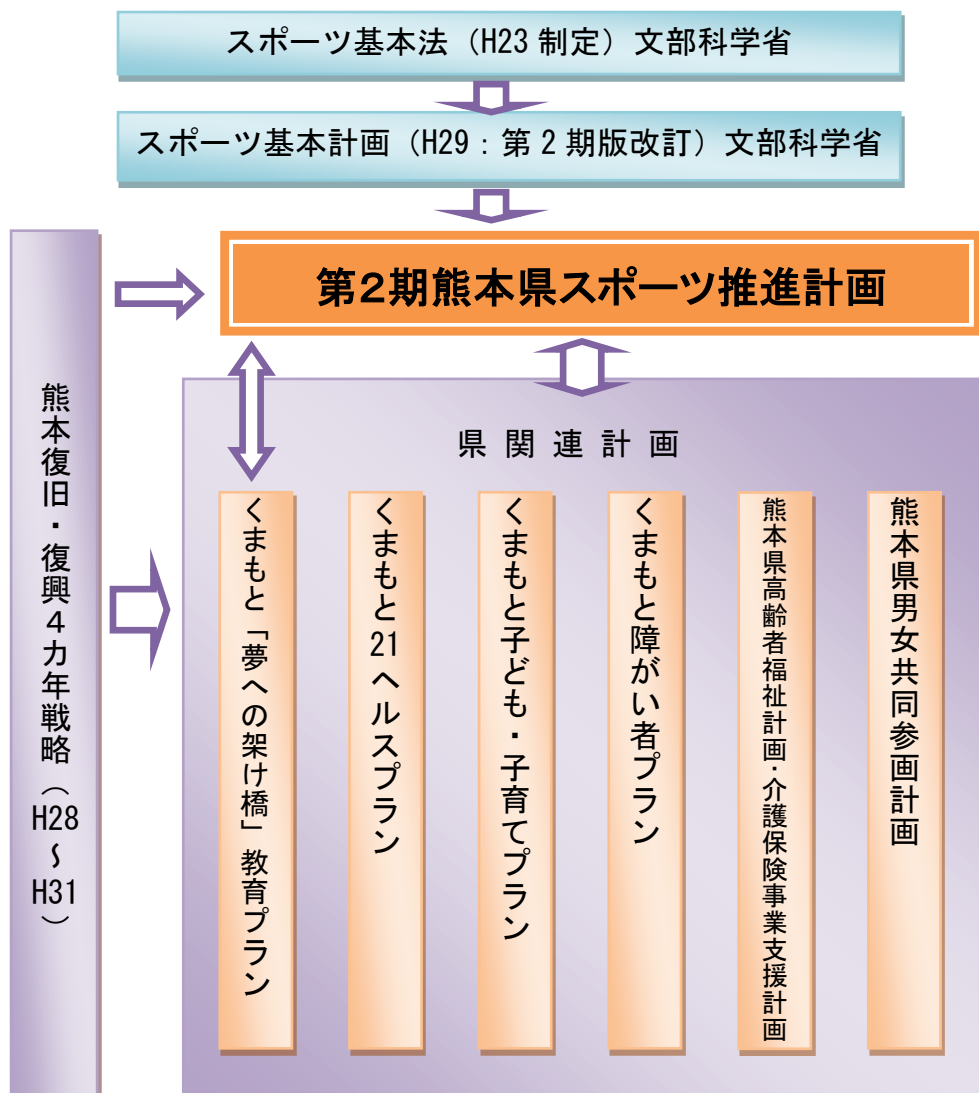
- スポーツを通して、運動不足を解消し、仲間を増やしたい。
- 全国や世界の檜舞台で活躍する選手がみたい。

という意見が多く、競技スポーツをみて楽しむとともに、自身のスポーツの実施については健康志向が高い状況です。

社会環境の変化に伴うスポーツに対する県民の要請に応えるためには、本県のスポーツ推進施策を、より総合的・計画的に推進することが必要です。

2 計画の性格

- (1) この計画は、県民がそれぞれのライフステージや興味・目的、適性等に応じて、生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち、健康で活力ある社会を構築するための基本的な方向性を示すものです。
- (2) この計画は、「スポーツ基本法」に基づくとともに、国の新たに策定された「第2期スポーツ基本計画」を踏まえ、中・長期的視点に立って、スポーツに関する施策を総合的・計画的に推進するものです。
- (3) この計画は、本県のスポーツ推進の方向性を示すものであり、平成26年度から10年間のうち、今後5年間、どのような施策に取り組んでいくかを明らかにし、施策の展開に当たっては「くまもと復興・復興4カ年戦略」、県の教育プランとの整合性を図りながら、市町村や関係機関、スポーツ関係団体などとの連携・協働のもと、一体的な取組を推進するものです。



3 計画の期間

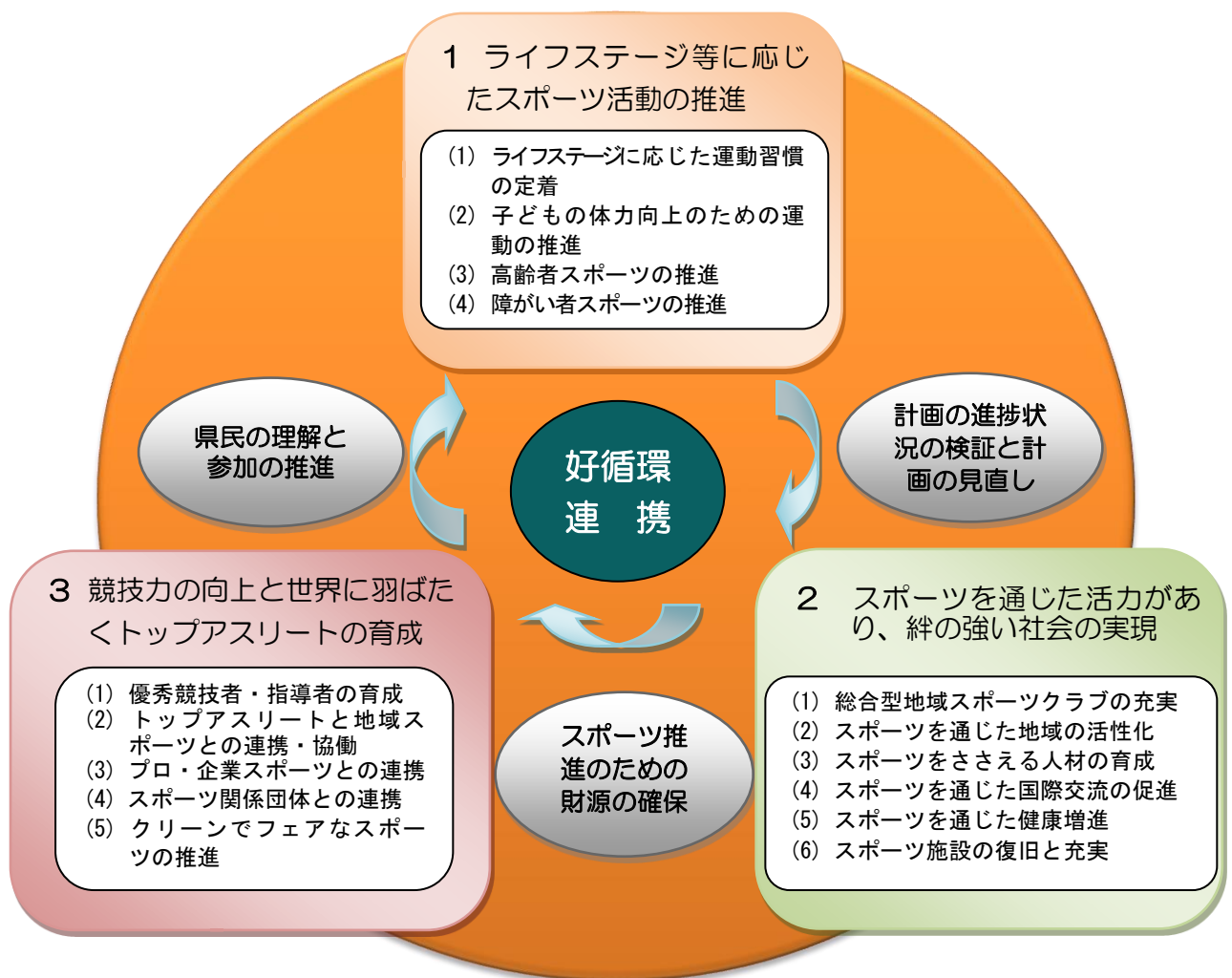
この計画は、2019年度から2023年度までの概ね5年間の計画期間とします。

本計画に基づく施策の実施に際しては、適宜その進捗状況の把握に努めます。

4 第2期熊本県スポーツ推進計画の体系

スポーツによる人が輝く豊かなくまもとづくり

する・みる・ささえるスポーツをとおして、すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合い、互いに支え合いながら、健康で活力ある生活を実現することを目指します。



第2章 基本構想

1 基本理念と目指す姿

基本理念

スポーツによる人が輝く豊かなくまもとづくり

目指す姿

する・みる・ささえるスポーツをとおして、すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合い、互いに支え合いながら、健康で活力ある生活を実現することを目指します。

2 基本施策

基本施策1 ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進

子どもから大人、高齢者や障がいのある人など県民の誰もが生涯にわたり、明るく豊かで、活力ある生活を営むために、それぞれの興味、関心、適性等に応じてスポーツを生活の中に位置付け、主体的にスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進します。

基本施策2 スポーツを通じた活力があり、絆の強い社会の実現

誰もが気軽にスポーツに親しみ、そして楽しむことができるよう、「する・みる・ささえる」スポーツを通して、県民の幅広いスポーツ志向に対応したスポーツスタイルの拡大を図り、スポーツの価値を共有し、県民が多様なスポーツへの関わり方を選択できる環境づくりを推進します。

基本施策3 競技力の向上と世界に羽ばたくトップアスリートの育成

熊本地震からの復興途上にある県民に夢と希望を与え、本県を目指す「県民が幸せを実感できるくまもと」の創造にも大きく寄与するため、熊本県の選手が全国や世界の檜舞台で活躍することのできるよう、計画的・組織的に、アスリートの育成・強化に努めます。

第3章 スポーツ推進の具体的方策

基本施策1 ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進

施策目標

ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、安全に、かつ、いつまでもスポーツに親しむことができるスポーツ環境を整備します。

【現状と課題】

○ 本県人口の減少と少子高齢化の進行

本県の総人口は平成10年の1,865,773人をピークに減少に転じ、平成29年は1,765,518人までになっており、毎年徐々に減り続けています。

今後は、少子高齢化の進行に伴ってこれまで以上のスピードで人口が減少し続け、2025年には1,649,000人まで減少し、「県民の約3人に1人が65才以上」となると予測されており、県民が健康で活力ある生活を営むために、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む必要があります。

○ 県民のスポーツの実施状況

成人が週に1回以上(30分以上)の運動を行うスポーツ実施率について、国の51.5%(平成29年調査)に対して、本県では52.9%(平成30年1月調査)という結果が出ています。

平成24年に調査したスポーツ実施率の53.1%と比較すると、横ばいであり、県民のスポーツに関するアンケート調査では、成人の61%が、スポーツをしない理由について「スポーツを行う時間がない」と回答しています。また、40%が「公共のスポーツ施設増加や教室・行事等の増加」を希望しており、ライフステージに応じた県民のスポーツ環境において、様々な課題があります。一方、スポーツをしている人にその理由を聞くと69%が「健康のため」と回答しており、ジョギングや体操といった軽い運動が一番人気が高く、健康の保持増進を目的にスポーツに取り組む人が多く見られます。

このような実態を踏まえ、課題を解決するためにも、20～30歳代の若

い世代をはじめ多世代において、個々のニーズに応じた幅広いスポーツ機会の創造や環境整備、参加への促進など多分野におけるスポーツ施策とその推進が必要です。

○ 学校における体育・スポーツ

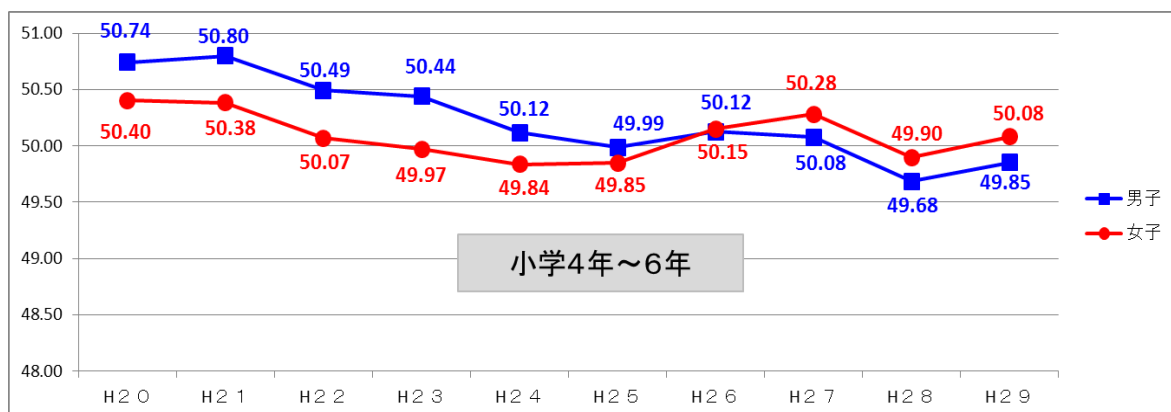
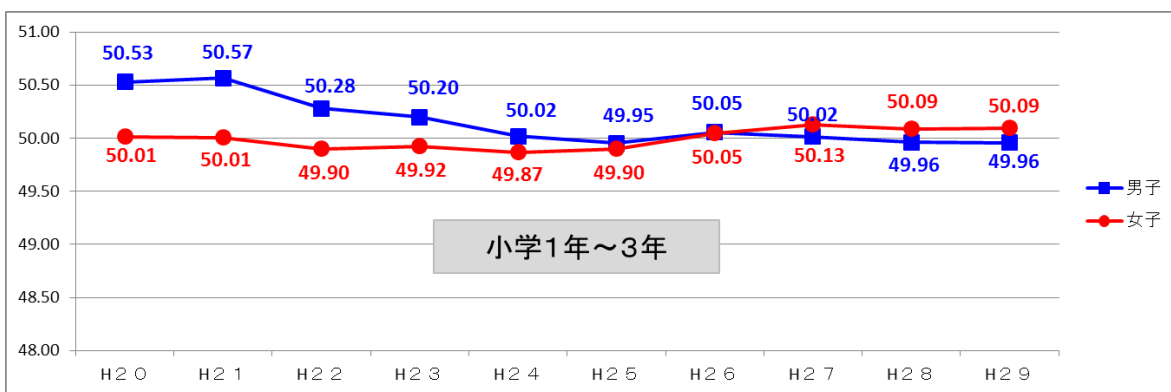
① 本県の児童生徒の体力・運動能力

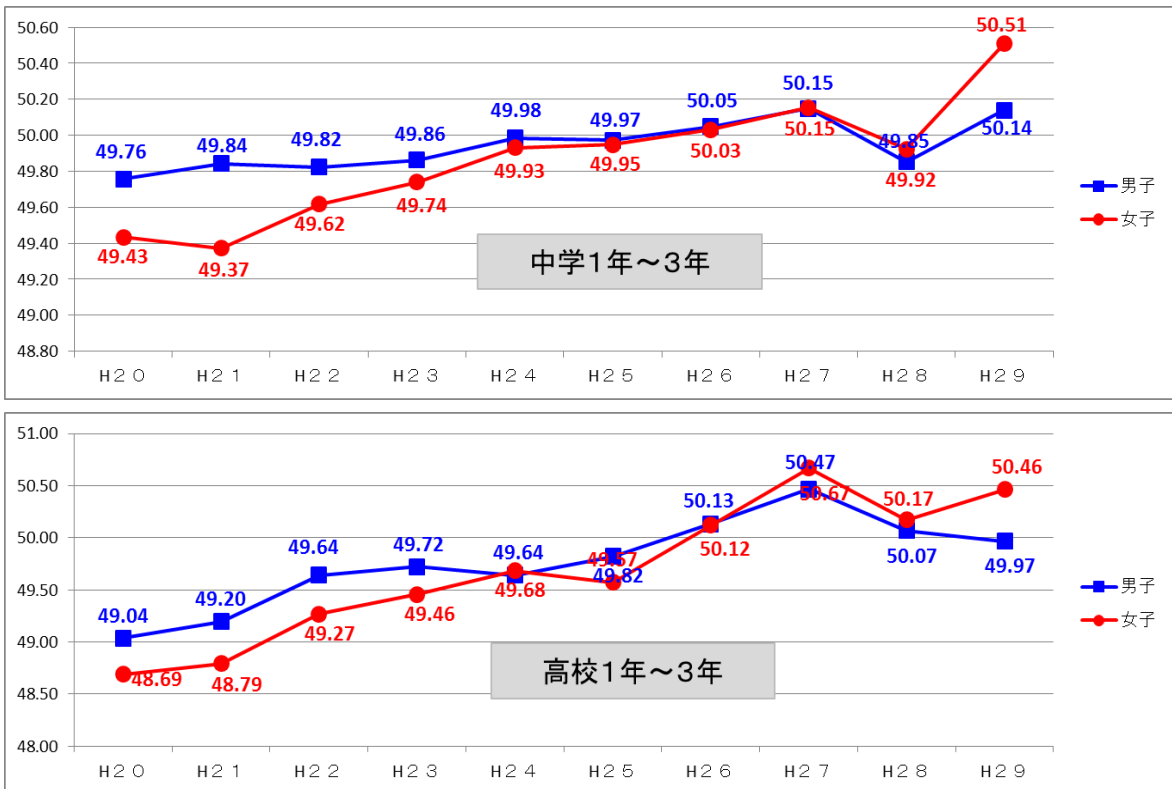
平成20年度以降、過去10年間における本県児童生徒の体力の推移は、中学校・高校においては向上傾向にあるものの、小学校においては女子が横ばい、男子が若干の低下傾向にあります。また、新体力テストの調査を種目別にみると、性や年齢によって若干の違いがあるものの、上体起こし、長座体前屈がやや低い水準にあることが、課題としてあげられます。

このような課題に対して、小学校の各運動領域で、早い段階から「運動の楽しさ」を味わわせ、体育授業を運動の日常化・習慣化につなげていく必要があります。中学校・高等学校では、「新体力テストの結果等から自己の体力について知り、生活に応じた運動の計画を立て、主体的に運動に取り組むこと」を重視した指導の充実を図る必要があります。

また、小学校・中学校・高等学校入学時に注目すると、いくつかの種目で一旦低下している様子も見られ、幼保・小・中・高の各校種間で密に連携し、接続を円滑に行うことも重要です。

熊本県の児童生徒の体力の状況
 平成20年～平成29年「児童生徒の体力・運動能力調査」結果の県基準値に対する偏差値
 (注) 県基準値：5年ごとに県のデータをもとに作成した値で、その値を偏差値50とする。
 ※第1期(H14～H18)、第2期(H19～H23)、第3期(H24～H28)





② 体育・スポーツ活動の状況

平成29年度学校体育調査の結果によると、体育大会（運動会）の実施は小・中・高等学校では100%であり、体育大会以外の体育的行事等の実施率も高い傾向（小学校94%、中学校93%、高等学校98%）にあります。また、小学校においては業間の時間等を利用した全校体育（体育的活動）を実施している学校が95%あり、体力向上に向けて学校全体で継続的に運動に親しむための取組を実践している学校が多くあることが分かります。

しかし、平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学5年、中学2年対象）報告書によると、「運動やスポーツは好きか。」の質問に対して「好き」と回答した児童生徒は、男子は全国平均を上回ったものの、女子は下回っており、「体育・保健体育の授業は楽しいか。」の質問に対して「楽しい」と回答した児童生徒は、小学5年男子以外全国平均を下回っています。

また、平成28年熊本地震の影響により、運動のできる環境の整備や児童生徒の運動時間の確保が困難になった状況も、徐々に改善しつつあります。これからも児童生徒の心のケアを含め、体育・保健体育の授業の工夫改善をはじめ、学校と家庭・地域が連携を図りながら、子どもが体を動かしたくなる環境づくりや適切な運動経験の機会の確保など、運動やスポーツをする環境の充実を図る必要があります。

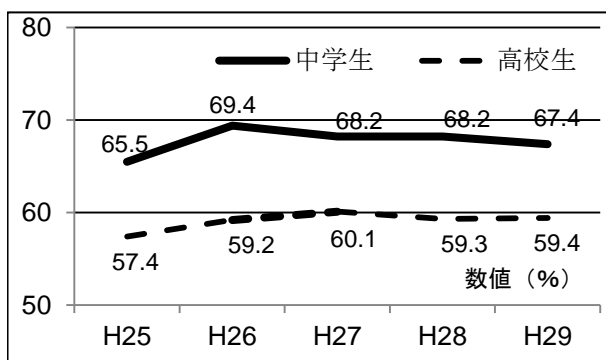
③ 運動部活動の現状

学校教育活動の一環として行われる運動部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりすることができます。また、スポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感でき、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶことができます。そのような様々な意義や効果をもたらす運動部活動は、これまでも、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育の目指す生きる力の育成や豊かな学校生活を実現させる役割を果たしてきました。

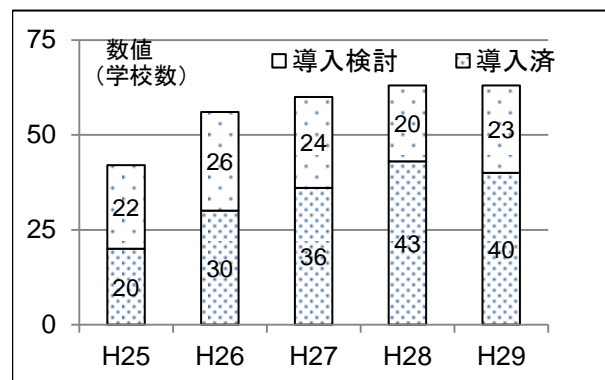
本県では、平成30年3月に国が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、中・高等学校の「運動部活動の指針」（平成19年2月教育長通知）を改正し、本指針に基づいた中・高等学校の運動部活動の適切な運営を目指しているところです。小学校においては、平成30年度末に運動部活動が社会体育に移行します。

本県の中・高校生の運動部活動加入率は、ここ数年、ほぼ横ばいの状況で推移していますが、小学校の運動部活動の社会体育移行や少子化及び県人口の集中化・過疎化の影響等によって、中・高校生の運動部活動の環境は大きく変わってきています。地域又は競技種目においては、単一学校でチーム編成ができず、日常の練習や大会に参加できない部活動が増えており、複数校の生徒と一緒に練習したり、合同チームを組んで試合に出場したりするなどの取組が行われています。

運動部活動の指導者については、指導に当たる教員の不足や負担感及び実技指導力の不足等の問題が指摘されてきたことから、地域人材を外部指導者として積極的に活用したり、平成30年度から部活動指導員を任用したりして、運動部活動の指導者確保及び指導者の指導力向上の対策に取り組んでいます。



県内中学生・高校生の運動部活動加入率 (%)
資料) 中・高等学校「学校体育調査」
県体育保健課



県内中学校の複数校による合同部活動 (校)
資料) 中学校「学校体育調査」
県体育保健課

これからは、生徒の多様なスポーツニーズに対応できるよう、更なる運動部活動の改革に取り組んだり、施設設備の充実を図ったりする必要があります。

さらに、運動部活動の運営に当たっては、一部に勝利のみを求め過ぎる運営や、生徒の発育状況を考慮せずに過度の練習や試合が行われているなどの指摘があることから、学校の設置者や学校及び指導者は、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び本県の「運動部活動の指針」に沿って、生徒の発達段階や能力・適正等に十分配慮するとともに、学校教育活動の一環として行われる学校運動部活動の本来あるべき姿を理解し、その意義や役割を踏まえた活動が推進されるよう努めていく必要があります。

○ ビジネスパーソンや女性のスポーツ

「県民のスポーツに関するアンケート調査」によると、30代、40代のスポーツ実施率は39%と県全体の平均を大きく下回っています。働き盛り世代や女性が、身近な場所で自分の都合に合わせて体を動かすことのできる環境作りや、社会に出てスポーツに接する機会が急激に少なくなる若い世代に、健康に対する危機意識を持たせることが大切です。

○ 高齢者スポーツ

本県の平均寿命は、男女とも全国で上位ではあるものの、健康寿命は全国で中位となっています。身近にスポーツに慣れ親しむことのできる総合型地域スポーツクラブの60才以上の会員数は、減少傾向にあり、人口比から見ると0.5%にとどまっています。

本県の高齢者が、健康な状態を長期にわたって継続することができるようにするための取組が必要です。

総合型地域スポーツクラブにおける60歳以上の会員数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
60歳以上の会員数	3,913人	3,750人	3,525人
全会員数	16,475人	14,853人	15,634人

○ 障がい者スポーツ

障がい者スポーツを推進することは、障がい者のスポーツ参加を促すとともに、自立や社会参加の促進にもつながります。これらをとおして社会の障がい者に対する理解が一層深まり、インクルージョン社会^{※3}実現への一助となることも期待されます。

また、障がい者スポーツの普及をはじめ競技力の向上に不可欠な指導者やボランティアが不足していること、障がいをもつ児童生徒がスポーツに親しめる環境が不十分であることなどの課題があるため、今後の一層の条件整備

が必要です。

さらに、障がい者の社会参加を促進するには、地域の障がいのある人と障がいのない人がスポーツをとおして気軽に交流できる場の創出が必要です。

【具体的な方策】

(1) ライフステージに応じた運動習慣の定着

ライフステージに応じて、それぞれの年齢、技術、興味・目的に応じて、運動に親しみ、運動習慣が定着するよう努めます。

◆ 日常的にスポーツに親しむ成人（主にビジネスパーソン、女性、社会人になったばかりの若い世代）の育成

より多くの県民が主体的にスポーツ活動に親しむことができるよう、若者をはじめ、子育て世代や働く世代、高齢者など、それぞれのライフステージに応じて気軽にスポーツの楽しさや面白さを味わうことのできるイベントやスポーツ教室等への参加の機会の充実に努めます。

例えば、「県民スポーツの日」において、働き盛り世代や女性を対象としたプログラムを位置付け、スポーツ実施率の低い年齢層に、スポーツに慣れ親しむ機会を提供します。

◆ スポーツにおける安全確保

○ スポーツ指導者やクラブマネジャー、スポーツイベントの主催者、スポーツ施設の管理者等を対象として、スポーツ障がい・外傷等に関わるスポーツ医・科学的知見を学習するための研修やスポーツ用具の定期的な点検及び適切な保管管理に関する啓発の機会を設け、スポーツドクター等地域の医療機関の専門家等との連携を促進するなど、スポーツ障がい・外傷等を未然に防止するための取組を推進します。

○ 県が保有する公共スポーツ施設等におけるAEDについて、定期的な点検や適切な保管管理を行い、その設置の有無や設置の機器のタイプ等を表示して、施設利用者に周知するよう努めます。

○ 子どもや女性、高齢者、障がい者を含むすべての地域住民が楽しく安全にスポーツ・レクリエーション活動を含むスポーツを楽しめる環境を創り出すため、バリアフリー化や耐震化等の公共スポーツ施設等の安全確保に努めます。

(2) 子どもの体力向上のための運動の推進

生涯にわたりスポーツに親しむ契機となる学校体育・スポーツ活動の充実に
より、運動やスポーツに積極的に取り組む子どもの育成を図ります。

また、児童生徒の発達段階やバランスのとれた生活に配慮した、学校や地域の特色を生かした幼児体育や学校体育の充実に努めます。

◆ 幼児体育や遊びの充実

- 幼児期に運動遊びを推進するため、保護者がその効果を認識できるよう県教育委員会ホームページや広報誌等を活用して啓発を行います。
- 「幼児期運動指針」を活用して、幼児が自発的に体を動かして遊ぶ機会を十分保障し、意欲の向上を図るための指導・助言を行うなど運動遊びを推進します。
- 子ども自身が体を動かすことの楽しさを実感し、進んで運動に取り組むことができるよう、幼稚園や保育所等で体を動かす楽しさを味わう時間や場所を確保し、子どもたちが元気に活動するための基礎となる望ましい生活習慣や食習慣を身に付けるための取組を一層推進します。

◆ 学校体育の充実

- 県内小・中・高等学校及び特別支援学校の教員等を対象に、学習指導要領に示されている各目標及び内容について理解を深めさせ、そのことを十分に踏まえた実技・演習等の研修を行い、指導力の向上を図ります。
- 県内小・中学校の中から「研究推進校」を指定し、児童生徒や地域の実態に即した学校体育や健康教育の充実のための研究を支援するとともに、研究成果を積極的に活用し、授業改善を図ります。
- 県内小・中・高等学校及び特別支援学校体育研究会と積極的に連携し、同研究会が行う研究発表大会等での実践的研究をもとに協議を深め、教師の指導力の向上を図り、授業改善を図ります。
- 子供の体力向上推進委員会において、体力・運動能力調査結果の分析を行い、体力・運動能力に係る情報提供を行い、体力向上優良校等の取組の成果について事例集を配付し、本県児童生徒の体力向上に係る取組を推進します。
- 学校では、児童生徒に積極的に体を動かす意識を持たせ、体育、保健体育の授業の充実はもとより、他教科、特別活動、総合的な学習の時間等との関連付けを図り、地域の人的・物的資源等を活用しながら学校教育活動全体での体力向上の取組を推進します。

また、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等との連携を図り、幼児・児童生徒のスポーツ機会の充実に努めます。

◆ 運動部活動の充実と地域との連携

- 豊かでたくましい人間力を育てる運動部活動は、学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものです。その運動部

活動を持続可能なものとするために、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組みます。

- 今後、生徒が、より健康で豊かなスポーツライフを送ることができるよう、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び本県の「運動部活動の指針」に則り、学校や地域の特色を生かした適正で魅力ある運動部活動を推進します。
- 地域人材を部活動指導員や外部指導者として活用し、運動部活動の意義、指導者の役割及び適切な指導に関する研修等を通して、指導者としての資質や指導力を高めることに努めます。
- 運動部活動の運営に当たっては、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び本県の「運動部活動の指針」に基づき、また「運動部活動及びスポーツ活動のあり方への提言（平成26年2月：運動部活動及びスポーツ活動のあり方検討委員会）」を踏まえて、次の事項に配慮しながら、学校教育活動の一環として一層その充実を図ります。
 - a 勝利のみを目的とする指導や、生徒の人格形成を無視するような指導を根絶するなど、生徒の健全育成を目指した運営に努めること。
 - b バランスのとれた生活やスポーツ障がい・外傷を予防する観点から、学校段階に応じて、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行うこと。
 - c 練習や練習試合等の実施については、生徒の安全確保を最優先し、適切な対応を行うこと。
 - d 生徒の主体性や個人を尊重し、スポーツに対する多様なニーズに応える運動部活動を推進するため、研修会等により運動部活動に関する指導や経営・調整能力の向上を図り、学校と地域スポーツ指導者との連携を推進すること。その際、総合型地域スポーツクラブ等との連携についても、一層理解を図りながら有効な連携を行うこと。
 - e 保護者との連携体制の構築に向け、入学説明会や部活動保護者会等、様々な機会を捉えて、運動部活動の指針や指導内容の紹介及び協力依頼等、必要な情報を効果的に提供すること。

◆ 小学校運動部活動における社会体育移行後の児童のスポーツ環境の整備の充実

- 地域の実態を踏まえ、地域の教育力を積極的に活用しながら、児童にとって安心・安定したスポーツ環境を確保するため、小学校の運動部活動が社会体育に移行した後も市町村と連携した取組を推進します。

a 県教育委員会の取組

- ・ 市町村との継続的な連携を行い、社会体育活動の状況について相互に情報を共有し、適切な活動の推進を図ります。
- ・ 市町村の社会体育担当者が一堂に会する研修会を開催し、市町村の社会体育実施状況等について情報交換を行い、社会体育活動の充実を図ります。
- ・ 指導者及び児童の多様なニーズに対応し、運動やスポーツの楽しさや喜びを実感できるよう、指導者の資質向上のための研修会を継続的に実施します

b 市町村の取組

- ・ 社会体育移行を推進する委員会を移行後も引き続き設置・運営し、社会体育活動の様々な課題について解決に向けた取組を進めるとともに、より適切なスポーツ環境を整えます。
- ・ 指導者及び児童のニーズに対応し、委員会で検討された課題の解決に資する内容の研修会及び講習会を行い、指導者の資質向上を図ります。

◆ 健全な食育の推進

- 各学校において、児童生徒の健全な心身の成長のための食に関する指導が全体計画の中に明確に位置付けられ、計画的・組織的に実施されるよう指導に当たり、その状況を把握し、改善に活かします。
- 各学校において、児童生徒の望ましい食習慣の形成のための資質や能力の育成が図られるよう、各研修会等で食に関する指導の研究協議を行い、効果的な実践が進められるよう支援します。

重要業績評価指標（KPI）	現状(2017)	目標(2023)
運動が「好き」・「やや好き」である中学生の割合	84.0%	→ 92.0%
小・中学生の新体力テストの全国偏差値	49.98	→ 50.50

(3) 高齢者スポーツの推進

高齢者が、本来の運動欲求や体力の保持増進、身体機能の回復等、それぞれの目的に応じて生涯にわたって運動やスポーツをとおして活力や生きがいを見だし、社会活動に積極的に参画していくことは、高齢者自身、さらには地域社会にとっても大きな意義を有しています。

◆ 介護予防の必要性を広める取組

- 健康寿命の延伸を図り、高齢者自らが積極的に介護予防に取り組むため、高齢者の身近な場所で予防教室を開催するとともに、地域の元気な高齢者が他の高齢者に介護予防の必要性を広める取組に対し支援します。

また、総合型地域スポーツクラブとの連携による介護予防事業の先進的な取組等をとおして広く県民に対し、介護予防の普及・啓発を行います。

◆ 高齢者の社会参加及びスポーツ大会への参加促進

- 人生のねんりんを重ね、豊かな知識と経験を積み、はつらつとした高齢者を中心として、あらゆる世代の人たちが楽しみ、交流を深めることができるスポーツ文化の祭典である「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」へ選手団を派遣します。

この祭典を通じて、世代間・地域間の交流を深め、ふれあいと活力のある明るい長寿社会を目指していきます。

- スポーツをとおして、高齢者の健康と生きがいづくりや、仲間づくり、世代間交流が進められるよう全国健康福祉祭の選考会を兼ねて多くの県民が参加できるシルバースポーツ交流大会を開催します。

また、老人クラブが取り組んでいる体力測定等の健康づくり事業を推進して健康づくりを進めます。

- 総合型地域スポーツクラブの会員数の増加を図る中で、高齢者を意識したプログラムを展開し、日常的にスポーツに関わる高齢者会員数も増加するよう推進します。

(4) 障がい者スポーツの推進

障がい者のスポーツに対する意識は、これまでのリハビリテーションの延長という考えから、日常生活の中で楽しむスポーツ、競技スポーツへと変化しています。スポーツ・レクリエーション活動は、障がいのある人の社会参加の重要な要素であり、これらを通じて、障がいのある人と障がいのない人の交流が生まれ、相互の理解や連帯感が高まるという効果が期待されます。

今後は、スポーツが生活をより豊かにするという視点に立ち、レクリエーションとしてのスポーツと競技性の高いスポーツの両面から推進を図ります。

◆ 障がいの特性等に応じたスポーツへの参加普及

- 現在、本県においては「熊本県障がい者スポーツ大会」を熊本市と合同で開催していますが、今後とも、県民の障がい者に対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与するよう、大会の充実を図ります。

- スポーツ・レクリエーションによって、障がい者に対する地域社会の理解を深め、障がいのある人の自立や社会参加、あるいは健康の維持増進を図り、関係者のネットワークにより地域交流を促進します。
- 総合型地域スポーツクラブにおいては、障がいの有無に関わらず、共にスポーツに親しむクラブづくりを目指すことで、障がいのある人が身近なスポーツ施設で、日常的にスポーツに親しめるばかりでなく、お互いの理解と交流を深めるよう推進します。
- 特別支援学校においては、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に、児童生徒がスポーツに親しむ機会の拡充に取り組みます。

◆ ユニバーサルスポーツの普及

- 障がいの有無に関係なく、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に取り組めるユニバーサルスポーツを「県民スポーツの日」や総合型地域スポーツクラブ等を活用して普及し、障がいのある人と障がいのない人との交流機会の拡充に努めます。
- 障がいの程度に応じてスポーツに親しめる環境を整備するとともに、ユニバーサルスポーツを普及し、障がい者スポーツの推進と障がい者の社会参加を促進します。

◆ トップアスリートの育成

2020年の東京パラリンピックに向け、出場の可能性のある選手を集中的に育成・強化し、同大会への出場者を輩出し、障がいのある人の自立や自己実現を図るため、2020東京パラリンピック選手育成・強化推進事業を実施します。

基本施策2 スポーツを通じた活力があり、絆の強い社会の実現

施策目標

誰もが参加できる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境整備を推進し、成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%程度とすることを目指します。

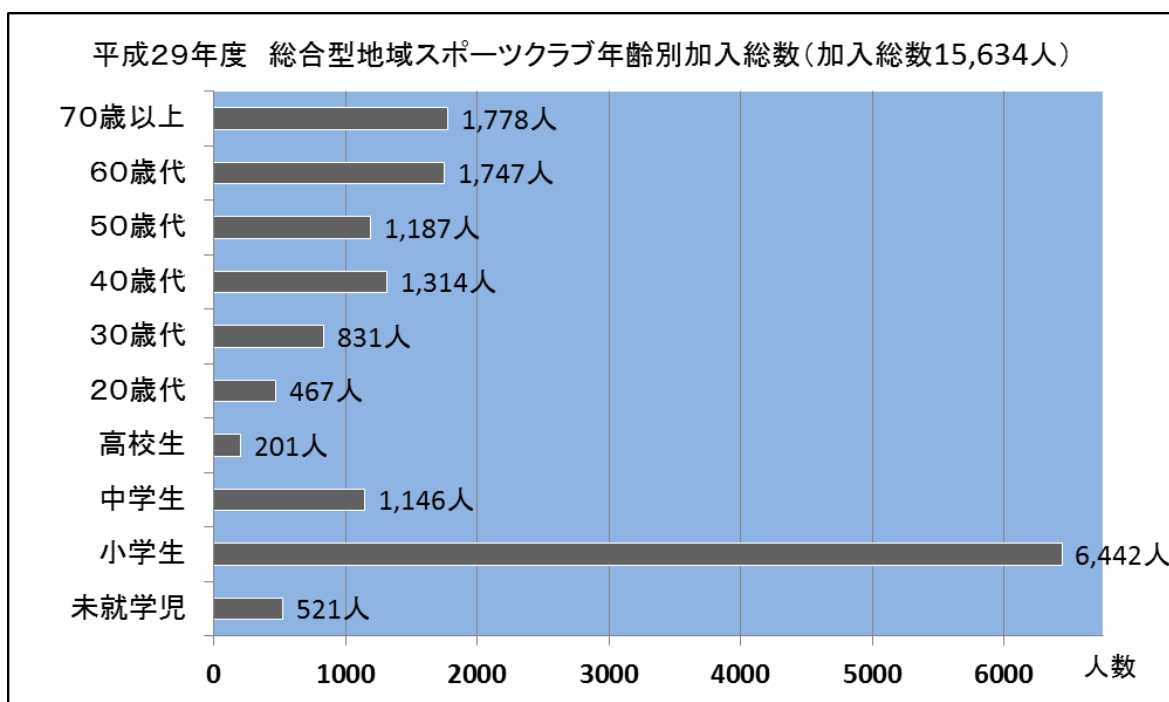
【現状と課題】

○ 総合型地域スポーツクラブ

本県では、平成30年3月現在、69クラブが各地域で活動しています。しかし、県下全45市町村での活動までには至っていません。

さらに、財源や会員、指導者、スタッフの確保など、クラブの自主運営に向けた課題も多く、事業の充実やクラブの基盤強化を図りながら、クラブ間の連携や協力が一層推進されるよう、今後も支援していく必要があります。

また、平成21年度に「熊本県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」を設立し、平成30年6月現在60クラブが加入しており、互いの総合型地域スポーツクラブの発展のため、交流会や研修会を展開しています。さらに多くの総合型地域スポーツクラブの連絡協議会への加盟を促し、自立した組織となるよう指導・支援する必要があります。

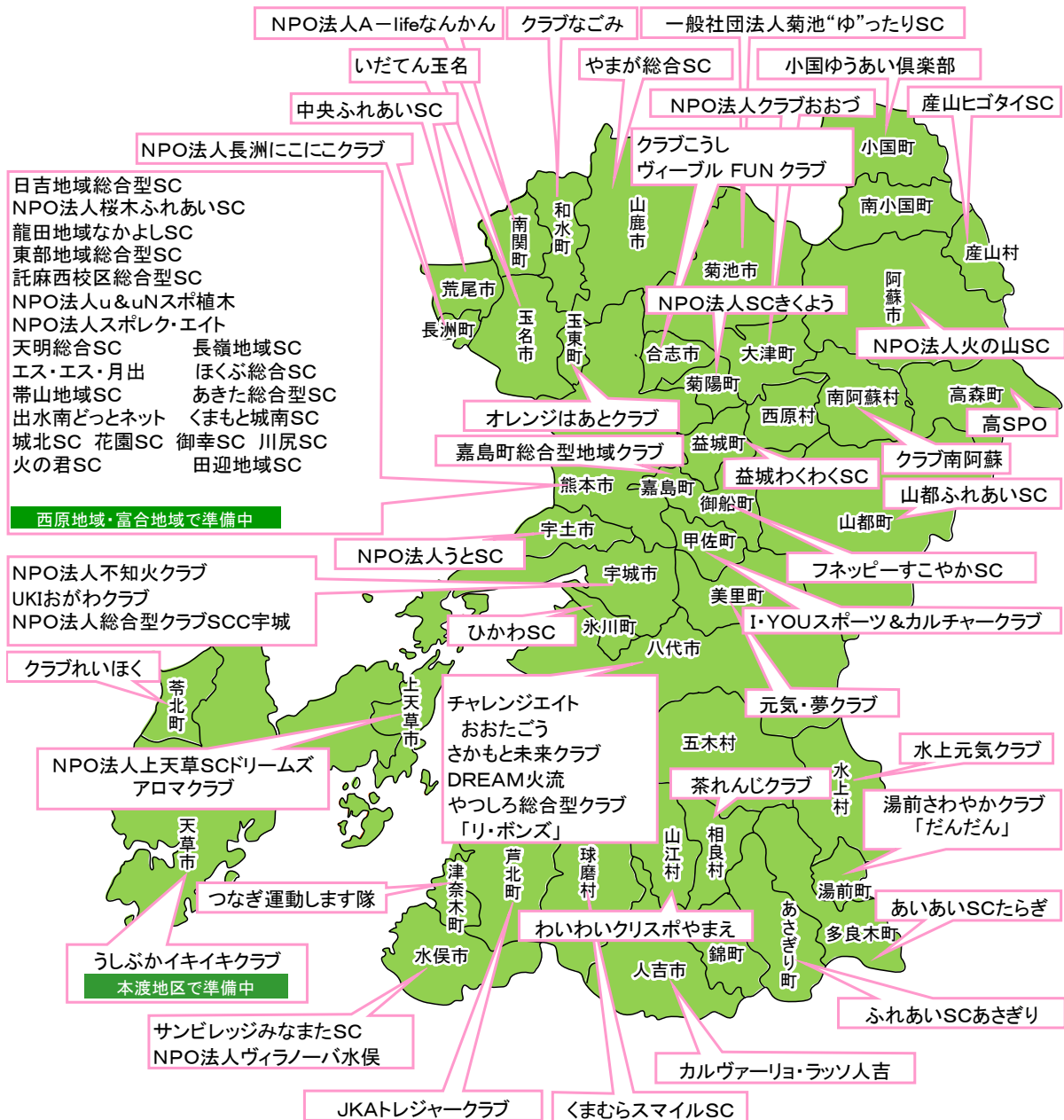


熊本県における総合型地域スポーツクラブ育成状況

熊本県教育庁教育指導局体育保健課

活動中の市町村.....69クラブ
 設立準備委員会のある市町村..... 2地域

平成30年7月現在



○ 大規模スポーツイベント等の開催

本県では、平成3年の「全国スポーツ・レクリエーション祭」、平成9年の「男子世界ハンドボール選手権大会」、平成11年の「くまもと未来国体」、平成13年の「ひのくに新世紀総体」、平成23年の全国健康福祉祭「ねんりんピック」など、さまざまな全国・国際レベルの大会を誘致し、県民のスポーツへの興味・関心を高めてきました。

そのような中、2019年には「ラグビーワールドカップ2019™」「2019女子ハンドボール世界選手権大会」の熊本開催が決定しています。同年には、南部九州4県（鹿児島、熊本、宮崎、沖縄）において「全国高校総体」が開催予定です。

<2019女子ハンドボール世界選手権大会>

- 開催期間 2019年11月30日（土）～12月15日（日）
- 開催会場 パークドーム熊本、アクアドームくまもと
熊本県立総合体育館、八代市総合体育館、山鹿市総合体育館
- 参加チーム 世界各地の予選を勝ち抜いた24チーム

<ラグビーワールドカップ2019™>

- 開催期間 2019年9月20日（金）～11月2日（土）
- 開催会場 熊本県民総合運動公園陸上競技場を含む全国12会場
- 熊本での開催2試合
 - ・2019年10月6日（日） 16:45～ フランス対トンガ
 - ・2019年10月13日（日） 17:15～ ウェールズ対ウルグアイ

<全国高等学校総合体育大会 南部九州ブロック大会>

- 本県開催期間 2019年7月29日（月）～8月20日（火）
- 本県開催競技 水泳（競泳）：熊本市
ハンドボール：山鹿市、玉名市、菊池市、合志市
バドミントン：八代市、芦北町
ボート：菊池市 剣道：熊本市
レスリング：玉名市 アーチェリー：八代市

平成30年実施の県民アンケートの結果からは、全国大会や世界大会などを誘致・開催することについて、非常によい17.6%、よい52.1%と肯定的な県民意識が7割を占めています。

「2020年東京オリンピック・パラリンピック」の開催に伴い、更なる全国規模の各種大会の誘致・開催を支援することにより、県民がスポーツの魅力に触れる機会の充実に努める必要があります。

○ 地域の特性を活かした活動の場

自然等の地域の特性を活かしたスポーツ活動の場の充実を図ることは、県民の多様化するスポーツニーズへの対応や交流の場の創出、また、スポーツをとおして地域の活性化に寄与するうえで大きな意義を有しています。

本県は、県土の約6割が森林で占められています。北部は比較的緩やかな山地、東から南にかけては標高1,000m級の山々に囲まれており、その随所に深い谷があり、見事な溪谷美を見せています。西部は有明海、八代海に面し、外洋の東シナ海に続いています。山あり海あり川ありの多様で豊かな自然は、アウトドアスポーツのフィールドであり、本県の貴重なスポーツ資源です。

今後は、市町村等と連携し、施設・設備の整備をはじめ、スポーツと観光とを合わせたプログラムを開発するなど、地域の特性を活かした活動の場として質の向上に取り組むとともに、県内の豊かなスポーツ資源が多くの人々に利用されるよう、広報活動の充実を図ることが必要です。

○ スポーツに関わる人材

・スポーツ推進委員^{※2}

スポーツ基本法第32条において、スポーツ推進委員は、地域のスポーツ推進体制の重要な部分を担うものとして位置付けられており、本県では、平成30年度には1,276人が各市町村から委嘱されています。

活動内容としては、実技指導や市町村教育委員会が実施するスポーツ事業の企画・立案・運営等の業務を行っています。また、同法の施行（平成23年8月）により、地域住民のニーズを踏まえたスポーツのコーディネーターとしての役割が追加されましたが、総合型地域スポーツクラブの創設や運営への参画、スポーツ活動全般にわたるコーディネート等の取組については十分でない面も見られるようです。

今後は、スポーツ推進のための事業の実施に係る調整役としての活躍が期待されます。

各地区のスポーツ推進委員数（平成30年度調べ熊本県内1,276人）

熊本市	281	玉名市	61	宇城市	50	菊池郡	38	球磨郡	109
八代市	66	山鹿市	59	上天草市	24	阿蘇郡市	109	天草郡	8
人吉市	26	菊池市	50	天草市	89	上益城郡	74		
荒尾市	39	合志市	28	下益城郡	16	八代郡	14		
水俣市	36	宇土市	25	玉名郡	49	葦北郡	25		

・スポーツボランティア

県民がスポーツボランティアとして活動することは、個人のスポーツへの興味・関心を高めるとともに、生きがいづくりや職種、世代を超えた交流の輪の拡大にもつながるものと期待されます。

平成30年実施の県民アンケートでは、1年間にスポーツに関するボランティア活動を行った成人は9.6%で、平成24年度調査の12.1%と比較すると減少しています。また、「今後スポーツボランティア活動を行いたいか」の項目では、「行いたい」という人の割合が28.6%に対して、「行いたくない」という人の割合が49.6%と5割近い人がスポーツボランティア活動に興味を示していません。

各種の地域スポーツ大会はもとより、大規模なスポーツ大会等では円滑な運営のために大会運営の補助として、人々の支援によるスポーツボランティアが必要不可欠です。

今後、スポーツボランティアの活動に対し、さらに気運の醸成が望まれるとともに、多くの県民が興味・関心を示し、進んで活動に参加するようになることを期待するところです。

○ スポーツを通じた国際交流

2019年のラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権大会及び2020年の東京オリンピック・パラリンピックを間近に控え、既に各大会出場国が、本県において事前キャンプを行うことが決定しています。参加選手をはじめ、沢山の外国人観光客が本県を訪れる機会を生かし、積極的な交流を図ることが大切です。

＜本県における各大会事前キャンプ国（H30.4月現在）＞

・ラグビーワールドカップ2019™：ウェールズ、フランス、トンガ
ウルグアイ

・2019女子ハンドボール世界選手権大会：出場各国

・2020東京オリンピック：インドネシア（バドミントン）ドイツ（競泳）

○ スポーツ施設の活用・整備

本県ではこれまで、総合体育館や総合運動公園などのスポーツ施設を整備してきましたが、平成28年の「熊本地震」により大きな被害を受けました。県が有するほとんどの施設において復旧が完了しましたが、現在もなお、復旧に取り組んでいる施設もあります。

そのような中、平成30年の県民アンケートによると、公共スポーツ施設に対して望むこととして、「施設数の増加」の割合が40.2%、次いで初心者向けの「スポーツ教室や行事の充実」が36.4%でした。また、施設を利用するに当たっての「利用方法などの簡素化」が26.3%、「利用時間の拡大」22.8%とサービス面の充実もあげられています。

現有の県立スポーツ施設については、建築から相当の年数が経過している施設もあり、熊本地震の影響を大きく受けました。将来的には全面的な改修が必要となる時期が来ることも、想定しておかなければなりません。

また、障がい者がより身近な地域のスポーツ施設においてスポーツに親しむことができるよう、地域のスポーツ施設における障がい者に配慮した施設・設備の整備が必要です。

【具体的な方策】

(1) 総合型地域スポーツクラブの充実

県民が生涯にわたって豊かなスポーツライフを送るためには、身近で利用しやすいスポーツ環境の整備が不可欠です。県では、地域住民が主体的に運営し、地域の特性やニーズに応じて、日常的なスポーツ活動の場を提供する総合型地域スポーツクラブの設立と活動支援を行っています。

平成30年3月現在、県内の41市町村に69の総合型地域スポーツクラブが設立され、地域のスポーツ活動やコミュニティーづくりの拠点として「いつでも・どこでも・だれとでも・いつまでも」という理念のもと、活動を行っています。

総合型地域スポーツクラブを県内全域に定着させるためには、理念の理解、人材の発掘、拠点施設の整備、財源の確保など、様々な課題の解決が必要です。

なお、スポーツに関する県民アンケートにおいて、県民の総合型地域スポーツクラブに対する認知度は低いものの、総合型地域スポーツクラブの取組次第では、高い加入意向率を示していることが明らかになっています。

このような課題を解決するためには、本県が目指す総合型地域スポーツクラブのミッションやビジョンを踏まえ、県と市町村が役割分担しながら魅力あるプログラムを開発し、総合型地域スポーツクラブの質の向上を図るとともに、学校との連携や効果的な広報活動を図っていくことが必要です。

◆ クラブへの加入促進

- 総合型地域スポーツクラブの育成を、引き続きスポーツの推進の重要施策として取り組みます。

平成30年3月現在、県内41市町村で設立されていますが、未育成町村が若干存在します。今後も全市町村に少なくとも一つの総合型地域スポーツクラブが育成され、中学校区程度を目安に、地域の実態に応じた住民の身近な環境に育成されるよう取り組みます。

◆ 自立的なクラブ経営の促進

- 国では、総合型地域スポーツクラブの質的充実等を促進するための新たな制度を検討しており、関係団体と協力して必要な取組を進めます。

- 公益財団法人日本スポーツ協会が作成した「持続可能な総合型クラブの推進に向けた取組の指針と評価指標」等を活用し、PDCAサイクルによる運営の改善等を図り、自立的で安定した運営ができるよう支援します。

◆ **市町村の取組への支援**

- 市町村がスポーツ推進計画を策定・改訂する際、総合型地域スポーツクラブの創設・育成を計画に位置付けられるよう働きかけます。
- スポーツ活動をとおして、地域の絆や結びつきを再発見するなど、共助の精神で活動し、地域コミュニティの中核を担うことができるよう支援します。

◆ **総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下、「連絡協議会」という)の充実**

- 熊本県広域スポーツセンターを中核として、連絡協議会が地域スポーツ団体等と連携・協力し、地域スポーツ活動を一層推進できる体制の整備を支援します。
- 各市町村及びスポーツ団体と連携し、総合型地域スポーツクラブを世代間または地域間の交流や様々なスポーツ活動を実施する場となるよう「県内総合型地域スポーツクラブ交流大会」を継続し、内容のさらなる充実が図られるよう支援します。
- 連絡協議会を支援し、県内各総合型地域スポーツクラブの連絡協議会への加入を促進します。また、総合型地域スポーツクラブ間の情報の共有やスポーツ交流大会等の中核となるよう、連絡協議会の組織体制を充実させるとともに、連絡協議会の自立を促します。

重要業績評価指標 (KPI)	現状(2017)	目標(2023)
PDCAサイクルにより運営の改善等を図る総合型地域スポーツクラブの割合	24.6%	→ 50.0%

(2) スポーツを通じた地域の活性化

自然環境等、地域の実態や特性を活かしたスポーツ環境の充実を図ることは、県民の多様化するスポーツニーズへの対応や交流の場の創出、また、スポーツをとおして地域の活性化に寄与するうえでも、大きな意義を有しています。

今後は、市町村等と連携し、施設・設備の整備をはじめ、スポーツと観光とを組み合わせたプログラムを開発するなど、県内の豊かなスポーツ資源が多くのの人々に利用されるよう創造していくことが大切です。

◆ 豊かな自然を活かしたスポーツ環境の充実

- 豊かな自然を活かしたスポーツ環境を整備するため、市町村等と連携し、海・山・川などの豊かな自然を活かしたアウトドアスポーツの推進を図ります。
- 各市町村には、河川、道路、公園の遊歩道等において、気軽にウォーキングやジョギングを行ったり、自然の中で遊んだりできるように、身近なスポーツ環境の整備を図るとともに、スポーツツーリズム^{※4}やフットパス^{※5}に代表される地域を活かした継続的に活動できる環境づくりを推進します。

◆ 地域スポーツの活性化

- 地域住民が、日常的に総合型地域スポーツクラブをはじめとした地域スポーツクラブやスポーツ団体等の運営に参画したり、地域ならではの校区の運動会や地域スポーツ大会等のスポーツイベントの運営・実施等に参画したりできる環境を整えます。
- 20～30歳代といった総合型地域スポーツクラブへの加入率の低い年齢層をはじめ、多世代のスポーツ参加機会の拡充を図るため、スポーツを身近に親しみ、地域の特性を活かした交流の場を設定するなど、スポーツ活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

◆ 地域スポーツコミッション設立の促進

- スポーツと、景観・環境・文化などの地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することで、まちづくりや地域活性化につなげる取組を推奨します。
- 域外から参加者を呼び込む「地域スポーツ大会・イベントの開催」をはじめ、国内外の大規模な「スポーツ大会の誘致」、プロチームや大学などの「スポーツ合宿・キャンプの誘致」など、県内各市町村と連携し、スポーツツーリズムを推進します。

◆ 魅力あるスポーツイベントの充実

大規模スポーツイベントの開催は、県民のスポーツへの関心を高め、スポーツの魅力を広げるとともに、競技力の向上や地域の活性化にも寄与するものです。本県では、国際大会、全国大会等を誘致・開催できる体育施設が整っており、近年、サッカー競技等、国際・国内のトップレベルの大会が開催されるようになり、トッププレイヤーの洗練された技術やスピード感あふれるプレーは多くの県民を魅了しています。

このように、競技レベルの高いスポーツを目のあたりにすることは、人々に夢と感動を与え、県民自らスポーツに取り組む意欲を高めるなどの効果が期待できることから、スポーツの普及を図るうえからも有意義であると考えます。

また、イベント開催は、県民のスポーツに関する意識を高め、「するスポーツ」だけでなく、トップレベルの競技大会やプロスポーツの観戦など「みるス

ポーツ」、そして指導者やスポーツボランティアなど「ささえるスポーツ」といった形でスポーツに参加する機会を提供することができます。大会規模や参加選手によっては、県内外から多くの集客を図ることができ、地域経済にも大きく貢献することから本県で開催される大規模スポーツイベント開催や誘致については、その目的や効果等を踏まえつつ協力や支援をします。

○ 大規模イベントの誘致

- ・ 関係スポーツ団体及び市町村と連携して国内外のトップレベルのスポーツ大会の誘致に今後も取り組み、多くの県民がスポーツをより身近に楽しむことができる機会をさらに増やします。
- ・ 国体開催のノウハウと整備された施設を活用し、日本代表や企業・大学の合宿等の誘致に取り組みます。
- ・ 各種関係部署との情報交換や連携を強化して、横断的な関わりでのスポーツイベントの開催を推進します。

○ 県や市町村のイベント開催の工夫

県内各地で開催されるスポーツイベントは、愛好者の日常的なスポーツ・レクリエーション活動の成果を発表する場、日頃スポーツに親しむことのない人がスポーツを始めるきっかけとなる場、イベントの参加者相互や地域住民との交流の場などの機能を有しています。そのため、スポーツイベントの充実を図ることは、スポーツに親しむ県民の増加やイベントの開催を通じた地域の活性化にも寄与することが期待できます。

そのため、さらに多くの県民が参加できるよう、スポーツイベントの実施方法や効果的な広報活動などについて検討するとともに、その内容等の充実を図る必要があります。

○ 「県民スポーツの日」の充実

- ・ 人々の交流やスポーツを始めるきっかけづくりを広げる「県民スポーツの日」では、競技団体等の共催団体と連携を図り、すべての県民が気軽に参加できるよう、内容の充実と種目数の拡大を図ります。
- ・ 県民がスポーツ・レクリエーション活動を始めきっかけづくりの場を提供するため、誰でも当日、その場で参加できる体験型スポーツイベントの同時開催についても検討します。



県民スポーツの日 （県内各地で各種スポーツイベントを開催）

○ 県民体育祭の充実

- ・ 地域のアスリートが日頃の練習の成果を発揮する場となる熊本県民体育祭では、国民体育大会の動向を見ながら、その内容の充実を図ります。
- ・ 県体育協会と地元開催実行委員会の協力のもと、各市町村の持ち回りで開催であることや地域の特性や工夫を活かしながら、熊本県ならではの特色ある県民体育祭を創り上げるよう取り組みます。



平成29年度 第72回熊本県民体育祭（人吉球磨）

(3) スポーツをささえる人材の育成

スポーツ推進委員をはじめ、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の指導者など地域におけるスポーツ指導者には、スポーツそのものの楽しさやスポーツマンシップ等を伝えることや競技力向上のための指導技術も求められており、指導者の資質の向上が求められています。また、スポーツイベントの開催や各種大会の運営にはボランティアの存在は不可欠であり、指導者も含め、スポーツをささえる人材を育成していく必要があります。

◆ スポーツ推進委員の資質の向上

スポーツ推進委員は、これまで50年以上にわたり地域におけるスポーツ振興の牽引者として活動してきましたが、当初の職務と比較すると、より幅の広いスポーツ活動や地域振興をコーディネートする等、質が求められる時代へと変化してきました。

スポーツ推進委員の職務はすべて公的なものであることから、法的に位置付けられた非常勤公務員としての自覚を促し、組織の確立をしなければなりません。

そのためには、スポーツ推進委員の一人一人の意識改革と研修のあり方を見直す必要があります。これからスポーツ推進委員が住民の期待に応えうるためには、行政の下請けでなく、対等な関係を保ち、個人としても組織としても自立していくことが必要です。

一方、スポーツ推進委員自体の資質向上はもとより、スポーツ推進委員に

新たに課せられた任務を正しく理解し、その任務を遂行するにふさわしい人に委嘱することも今後の重要な課題であるといえます。

- スポーツ推進委員は、これまで地域におけるスポーツ振興の要として活動してきましたが、現在は当初の職務から、より幅を広げたスポーツ活動やスポーツの推進のための事業の実施に係る調整役としての役割が求められています。

スポーツ推進委員一人一人の意識改革を図るため、スポーツ推進委員自らがモチベーションを高められるような研修内容を検討していきます。

- 住民の期待に応えうるスポーツ推進委員は、「新しい公共」という立場からも、行政の下請けではありません。県では、行政と対等な関係を保ち、「協働」の意識を芽生えさせ、周囲の変化やニーズを的確に捉えながら、個人としても組織としても自立していくことを視点に研修会の充実を図ります。
- 各市町村生涯スポーツ行政担当者は、各市町村のスポーツ推進委員の役割を明確化し、事業の実施が効果的であるか、検証していく必要があります。

◆ 地域スポーツにおける指導者の育成

地域スポーツの振興に携わる関係者の資質を向上させるとともに、地域におけるスポーツ環境の整備・充実に寄与するため、地域スポーツ指導者研修会を開催します。

また、受講者が、地域においてスポーツ指導に関わることができるよう、各市町村のスポーツリーダーバンクの設置を支援します。

◆ 医療、栄養、トレーニング等の専門スタッフとの連携

本県関係のアスリートを、医療、栄養、トレーニング等の面において、複合的にサポートすることができるよう、国民体育大会を中心とした各種大会や研修会へ各専門スタッフを派遣するなど、県医師会、歯科医師会等との連携に取り組みます。

◆ スポーツボランティアの育成

県民がスポーツボランティアとして活動することは、職種、世代を超えた交流を拡大させ、個人のスポーツへの興味・関心を高めるため、生きがいづくりにつながるものと考えます。

現在では、大会を円滑に運営する上で、ボランティアは必要不可欠な存在となっています。県民のスポーツに関する調査では、スポーツボランティア活動を行いたい人の割合は、28.6%と低い状況です。

競技団体等との連携を図り、スポーツボランティア活動の発掘や、継続し

た活動を支援するシステムを構築することにより、スポーツボランティア活動の場の拡大を目指します。

◆ ボランティア参加者の開拓と拡大

- 県のホームページや県・市町村の広報誌を活用して、スポーツボランティアの活動内容や募集情報等を紹介することにより、ボランティア未経験者への動機付けや意識啓発を図り、ボランティア活動への参加者を開拓・拡大します。
- 大学においては、学生によるスポーツボランティア活動を支援することが必要です。

(4) スポーツを通じた国際交流の促進

2019年のラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権大会及び2020年の東京オリンピック・パラリンピックを一過性のイベントにすることなく、大会のレガシーを創出し、次世代に継承していくことが必要です。

◆ 国際スポーツ大会の開催に係る様々な取組（含交流、教育）

本県では、2019年にラグビーワールドカップと女子ハンドボール世界選手権大会が開催されます。また、2020東京オリンピックにおいては、インドネシアバドミントンナショナルチームや、ドイツ競泳ナショナルチームの事前キャンプが決定しており、その他の国や競技についても、誘致活動が進められています。

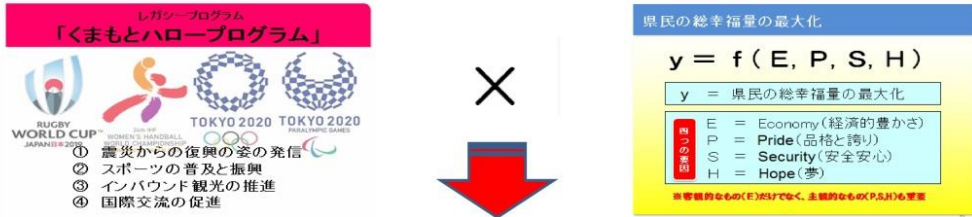
これらのことを、スポーツを通じた国際交流の絶好の機会ととらえ、以下の内容に取り組みます。

- スポーツ庁委託のオリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業を活用し、オリンピック・パラリンピックの意義を普及啓発するため、学校を中心に広く市民に対し、オリンピック・パラリンピック教育を推進します。
- 本県に来る選手とのふれあいを通して、県民が大会をより身近に感じられるようナショナルチームとの交流会を開催します。
- 本県の多くの子どもたちが、国際スポーツ大会を観戦することができるようにするとともに、学校毎に応援する国を決めて、その国の歴史や文化を学ぶ、スポーツを通じた国際理解教育に努めます。

◆ 国際スポーツ大会の開催を契機としたレガシーの創造

県では、本県で開催される2つの国際スポーツ大会と2020東京オリンピック・パラリンピックキャンプ誘致に係る取組を、一過性のものにとどめ、永く県民の心に残り、スポーツを通じた地域の活性化へとつながるようレガシープログラム(くまもとハロープログラム)に取り組んでいます。(下資料 参照)

「県民の総幸福量の最大化」と「ハロープログラムに関連する主な事業」



		くまもとハロープログラム			
		震災からの復興の姿の発信	スポーツの普及と振興	インバウンド観光の推進	国際交流の促進
県民の総幸福量の最大化の要因	経済的豊かさ (Economy)	<ul style="list-style-type: none"> ●「がんばろう！熊本」観光復興事業：風評被害対策、交通事業者と連携した誘客促進など【商工観光労働部】 ●観光復興会議具現化事業：食をテーマとした国内外からの誘客促進【商工観光労働部】 ●世界農業遺産推進事業：世界農業遺産指定の阿蘇を観光客増や農産物付加価値増により復興支援をする事業【農林水産部】 	<ul style="list-style-type: none"> ●くまモン使用許可等管理事業：国際スポーツ大会成功の機運醸成の為にくまモンスポーツピクト利用許諾審査業務【商工観光労働部】 	<ul style="list-style-type: none"> ●くまもと版DMO推進事業：くまもと版DMOの形成を促進し観光による地域活性化を推進する事業【企画振興部】 ●国内誘致対策事業：各地域の観光素材の磨き上げ及びPR事業【商工観光労働部】 ●インバウンド誘致推進事業：海外からの観光客の誘客促進事業【商工観光労働部】 ●観光総合サイトデータ整備事業：県観光サイト管理運営事業【商工観光労働部】 	<ul style="list-style-type: none"> ●レジデンス for 阿蘇 世界文化遺産：海外アーティストの阿蘇での一定期間定住により、阿蘇の魅力発信や地域住民・県内アーティストとの交流を実施する事業【企画振興部】
	品格と誇り (Pride)	<ul style="list-style-type: none"> ●復旧・復興首都圏広報強化事業：首都圏における震災の風化防止や風評被害防止のための戦略的広報事業【知事公室】 ●わくわく油田プロジェクト拡大事業：復興と国際スポーツ振興に寄与するため、ストップ温暖化県民運動として廃食油の地産地消エネルギー(BDF)への利用促進を図る事業【環境生活部】 	<ul style="list-style-type: none"> ●明るい長寿社会づくり推進事業：熊本県シニアスポーツ交流大会開催及びびねりんピックへの選手団派遣事業【健康福祉部】 ●全国障害者スポーツ大会派遣事業：全国障害者スポーツ大会への選手団派遣事業【健康福祉部】 ●ラグビーワールドカップ2019推進事業：ラグビーワールドカップ2019開催に向けて施設整備を推進【商工観光労働部】 ●国民体育大会派遣事業：国民体育大会への選手団等派遣事業【教育庁】 ●県民体育祭：県最大の県民参加のスポーツイベントの開催【教育庁】 ●県民スポーツの日「ふれあいスポーツ」：県民に広くスポーツに親しむ機会を提供【教育庁】 	<ul style="list-style-type: none"> ●世界遺産登録推進事業：世界文化遺産の登録、維持保全の推進事業【企画振興部】 ●くまもと文化魅力発信事業：加藤・細川の歴史、漱石等の近代文学等の文化魅力の発信を図る事業【企画振興部】 ●国立公園満喫プロジェクト関連自然環境整備交付金事業：国立公園内の展望所や駐車場の整備事業【環境生活部】 ●おもてなレグリーンプロジェクト：国際スポーツ大会に向けた沿道景観等を改善する事業【土木部】 	<ul style="list-style-type: none"> ●くまもと文化魅力発信事業：2020 東京オリパラに向けた文化事業(文化オリンピックアード)の企画実施事業【企画振興部】 ●熊本県芸術文化祭推進事業：誰もが地域の文化に触れられる事業を展開し、芸術文化の振興を図る事業【企画振興部】
	安全安心 (Security)	<ul style="list-style-type: none"> ●都市公園整備事業等：広域防災拠点である県民総合運動公園陸上競技場等の復旧及び防災機能強化を図る事業【土木部】 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康増進計画推進事業：県民の健康づくりの推進や普及啓発事業【健康福祉部】 ●健康長寿推進事業(くまもとスマートライフ推進事業)：熊本県健康増進計画に基づく健康づくり推進及び健康長寿の意識醸成のための普及啓発事業【健康福祉部】 	<ul style="list-style-type: none"> ●国立公園における国際化・老朽化等整備交付金事業：東京オリパラに向け多言語表記、トイレの洋式化、自然歩道の再整備等事業【環境生活部】 ●インバウンドバリアフリーサポーターの育成及び活用：バラスポーツや学生を対象とした心のバリアフリー体験イベント、熊本市内バリアフリーマップ作成【熊本県各部、内閣官房】 	
	夢 (Hope)		<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者団体育成事業：東京パラリンピックの選手育成を行う熊本県障害者スポーツ文化協会に対する運営費助成事業【健康福祉部】 ●2020 東京パラリンピック選手育成・強化推進事業：選手の育成、強化事業【健康福祉部】 ●2020 東京オリンピック育成支援事業：選手の育成、強化事業【教育庁】 ●国際スポーツ大会競技普及事業：国際大会を児童生徒の心に残る大会とするための教室実施や学校へのボールの配備【教育庁】 	<ul style="list-style-type: none"> ●スマートひかりタウン熊本推進事業：国際スポーツ大会開催会場等における ICT を活用した各種実証実験事業【企画振興部】 	<ul style="list-style-type: none"> ●国際交流活動支援事業：熊本県国際協会が行う国際交流活動事業及び運営に対する補助事業【商工観光労働部】

今後、更に、関連する事業を整理するとともに、広く県民の幸福量の最大化が図られるレガシーの創造に努めます。

(5) スポーツを通じた健康増進

厚生労働省の「健康づくりのための身体活動基準 2013」[※]では、生活習慣病予防のために、「今より毎日10分ずつ長く歩くようにする」「30分以上の運動を週2回以上行う」といった身体活動を推奨しています。また、健康づくりのための身体活動指針（アクティブガイド）では、毎日今より10分多く体を動かすだけで健康寿命の延伸が期待できるとされています。

◆ 総合型地域スポーツクラブの育成

住民のニーズに応えられるようなプログラムの充実が図られ、身近にスポーツに親しむことのできる総合型地域スポーツクラブの育成に取り組みます。

◆ くまもとスマートライフプロジェクトの推進

元気で健康で楽しく毎日が送れることを目標とした「くまもとスマートライフプロジェクト」を実施し、日々の暮らしの中で気軽に体を動かす県民が増えるよう、「くまもとスマートライフアプリ（歩数計アプリ）」^{※6}等を活用した健康づくりを推奨します。

※「健康づくりのための身体活動基準 2013」には、生活活動のメッツ（活動・運動を行った時に安静状態の何倍のカロリーを消費しているか）表があります。

(6) スポーツ施設の復旧と充実

スポーツ施設の整備・充実と県民のスポーツ活動を支える支援体制の整備は、本県のスポーツを推進するための基盤として極めて重要です。

国内外のトップクラスのスポーツ大会を間近に観戦できる機会は、県民に夢と感動を与えるという大きな効果が期待できます。県立スポーツ施設については、このような大会・イベントが開催・誘致できるよう、適切な施設整備を行うとともに、トップクラスの大会等はもとより九州・県・地域レベルのスポーツ大会行事や練習等においても広く活用されるよう取り組んでいく必要があります。

また、県立スポーツ施設では、健康づくりからトップアスリート育成まで各種トレーニングプログラムの提供や指導ができるよう関係団体等との協力のもと、スタッフ及び支援体制の充実を図ります。

トレーニング指導には医科学的な判断が欠かせないため、医療機関からの協力体制を含め、医科学サポート体制の充実や高精度体組成測定器を活用した体力向上についても支援します。

これらの取組については、各県立スポーツ施設の指定管理者と協力しながら、積極的に進めていきます。

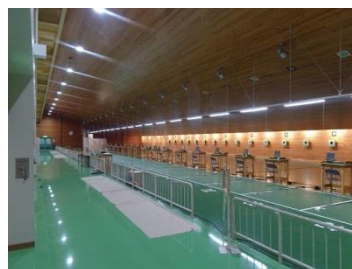
◆ 震災からの施設の復旧

本県の県有体育施設は、平成28年の熊本地震により、大きな被害を受けました。ほとんどの施設において復旧が完了し、利用が可能な状態です。今後も、県民が安心して利用することのできる体育施設の充実を進めます。

(被災の様子：写真)

→

(復旧した様子)



熊本県総合射撃場ライフル棟

◆ 国際スポーツ大会等の開催に向けた施設の充実

本県で開催される「ラグビーワールドカップ2019™」「2019女子ハンドボール世界選手権大会」において、多くの県内体育施設が大会会場となっています。国内外からたくさんの観客の来場が見込まれるため、観客が感動し、一生の思い出に残るような大会となるよう、会場整備に取り組めます。

国際スポーツ大会開催に伴う施設整備内容（仮設を除く）

<ラグビーワールドカップ2019™>

○熊本県民総合運動公園陸上競技場：えがお健康スタジアム（県）

・観客席の改修 ・照明の改修 ・音響の改修 ・空調の改修

・トイレの改修 ・大型ビジョンの設置 ・トレーニング機器の整備

・ドーピングコントロールルームの設置 等

<2019女子ハンドボール世界選手権大会>

○パークドーム熊本（県）

・更衣室等のバリアフリー改修

○熊本県立総合体育館（県）

・照明の改修、大型映像装置（2面）の設置

○アクアドームくまもと（熊本市）

・大型映像装置の改修、トイレの改修

○八代市総合体育館（八代市）

・照明の改修、トイレの改修、アリーナ床の改修

○山鹿市総合体育館（山鹿市）

・照明の改修、トイレの改修

◆ 公共スポーツ施設の有効活用

- 県立スポーツ施設については、県民が利用しやすい施設となるよう、指定管理者と連携して、利用者の意見等を踏まえ、スポーツ教室やスポーツクラブ等における魅力あるプログラムサービス、トレーニング方法の指導やスポーツに関する相談体制の充実など、利用者の視点に立ったサービス向上及び利用拡大に向けた適切な管理運営を進めます。
- 県立スポーツ施設の利用方法、利用時間などの施設案内や開催されるスポーツイベントやスポーツ教室など、県民の日常スポーツ活動の支援となるスポーツ情報を、さまざまな広報媒体を利用し、分かりやすく情報提供するよう努めます。
- 県立学校の体育施設の開放事業を充実させ、利用者数の拡大を図り、県民が気軽にスポーツを行うことができるようにします。
- 県立スポーツ施設のうち、老朽化に伴う修繕等が必要な施設については、計画的な修繕等を実施し、体育施設としての機能及び魅力の向上を図り、各種スポーツ大会やプロ興業等の円滑な開催ができるように努めます。

熊本武道館については、老朽化や施設規模から、本県武道の中核施設としての役割を担うことが困難になってきています。近年、他県において、各種武道に対応できる総合武道館を整備している例があり、このような先進的な施設を参考にしながら、整備手法や規模、施設内容等武道関連施設に関する整備のあり方について調査検討を進めるなど、建設に向けた気運醸成の状況等を勘案しつつ今後も武道館の整備に向けた取組を進めていきます。

- 各市町村の施設においても、住民のニーズに応えるために実態把握を十分に行い、各市町村が日常的に誰もが利用しやすい環境づくりに努められるよう要請していきます。

◆ ユニバーサルデザインの推進

- 施設の整備に当たっては、バリアフリー化等に留意し、誰もがスポーツに参加しやすい環境整備に取り組みます。

重要業績評価指標（KPI）	現状(2017)	目標(2023)
成人の週1回以上のスポーツ実施率	52.9%	→ 65.0%
県立スポーツ施設平均利用者数	1,339,821人 (2011～15の平均)	→ 1,420,000人 (2016～20の平均) ※施設の指定管理期間による

基本施策3 競技力の向上と世界に羽ばたくトップアスリートの育成

施策目標

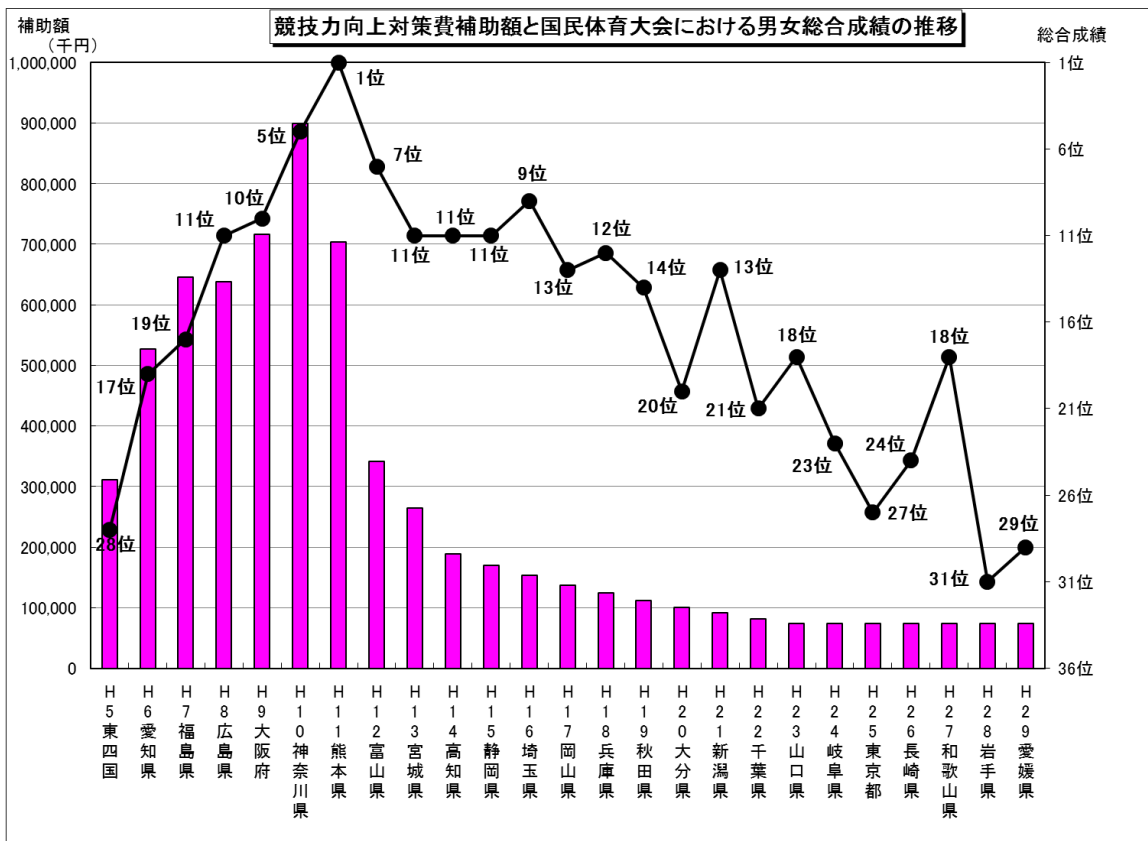
スポーツ関係団体との連携による人材の発掘・養成とジュニア期からの一貫指導による指導体制の構築や指導者のスキルアップ等に努めることにより、総合的な競技力の向上を図ります。

【現状と課題】

○ 競技力の現状

本県の競技力を見極める指標として、国民体育大会での天皇杯の成績があります。

平成11年に開催された第59回国民体育大会「くまもと未来国体」までは、順位も強化費も上がっていましたが、それ以降は年々、順位も強化費も下がっている現状です。



さらに、種別毎（成年男子、成年女子、少年男子、少年女子）の得点割合をみると、「くまもと未来国体」以降は成年の得点割合が高くなり、少年の得点割合が低下しています。また、男子と女子の得点割合をみると女子の割合が高くなっています。

「くまもと未来国体」後の7年間は、地元国体前後の高い競技力を持った少年選手が成年選手として活躍したこともあり、天皇杯10位前後を維持してきましたが、それ以降は、成年男子・少年女子の得点が減少傾向となり、平成28年は熊本地震の影響もあり、天皇杯31位まで下げる結果となりました。

これまでの競技力向上対策の現状としては、県体育協会を中心に各競技団体（国体正式種目の41競技団体、中学校体育連盟、高等学校体育連盟）による競技力向上対策がとられています。

具体的には、県からの競技スポーツ振興事業による補助金を利用した強化事業が行われ、国民体育大会に向けた選手強化事業、ジュニア選手の強化を図る一貫指導体制整備事業、選手を医科学の面からサポートし、強化を図るトータルサポート事業に取り組んできました。

このような状況と対策を踏まえた課題として、ジュニア選手の育成強化が一番に挙げられます。県体育協会を中心に各競技団体や地域スポーツ団体等の協力を得て、更なる一貫指導体制の充実が必要です。

○ 指導者の確保

本県は、元来スポーツが盛んであり、全国でもトップクラスの成績を残す選手を輩出しており、特に熊本国体前後は、全国に例を見ないほど高い競技力を維持してきました。それは各競技団体の努力による選手育成もさることながら、高い指導力を持った指導者が教育現場や各競技団体にいたことが影響しています。

「くまもと未来国体」以後は、熱意と高い指導力を兼ね備えた指導者の引退等が相次いだことで、今後は、情熱ある若い指導者の育成と新たな一貫指導体制の構築を図らなければなりません。

○ 企業とスポーツ

全国で平成9年頃から始まった企業のスポーツ離れ（実業団チームの廃部）の流れは、「くまもと未来国体」後の平成12年頃から熊本でも徐々に始まっています。

企業のスポーツ支援には様々な形態がありますが、チームや個人への経済的支援に関しては、強化費の削減が、平成11年に開催された「くまもと未来国体」を境にどんどん進んでいます。

現在の状況も厳しく、競技を続けながら生活基盤を維持できる環境を提供できる地元企業等は少なく、本県を生活の本拠地としながら、トップアスリートとして高い水準の競技レベルを維持していくことのできる選手は、限られています。

しかし、そのような中でも、スポーツチームを持ち、支援を行っている企業は、企業スポーツによる宣伝効果や広告効果だけではなく、生涯スポーツの振

興という観点から地域貢献活動を新たな考え方として活動しています。

地元企業が気持ちよくスポーツ支援を続けていけるような環境づくりと、トップ選手が社会人として競技を続けることができる環境づくりを進める必要があります。

○ スポーツ関係団体の連携・協働

これまでの競技力向上と普及に関しては、県体育協会を中心に国体正式種目である41競技団体が県の補助を受けながら各競技団体独自の取組を行ってきました。

各競技団体がそれぞれの活動を行う際に苦慮していることは、少子化等の問題から登録選手数が年々減少していることであり、すべての競技団体が大きな危機感を持っています。

また、県内の中学校、高等学校の統廃合の問題も重なり、運動部活動での廃部や休部が進んでいることも競技人口の減少に拍車をかけています。

これまでのように、各競技団体の単独活動だけでは先細りの状況になって行くのは明らかであり、今後は複数のスポーツ関係団体と連携・協働を図りながら、それぞれの団体が活性化できるようにする必要があります。

○ スポーツ団体のガバナンス

スポーツは、世界共通の人類の文化の一つであり、明るく豊かな活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠であり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有しています。スポーツ団体や競技者は、その社会的な使命や意義を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することが求められます。

しかしながら、スポーツ界における不祥事は、スポーツに対する国民の信頼を失わせる可能性があります。

常に、公明正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていく必要があります。倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐためにも、スポーツ団体のガバナンス強化が必要です。

【具体的な方策】

(1) 優秀競技者・指導者の育成

オリンピックをはじめとする国際大会や国民体育大会などの全国大会における競技者の活躍は、人々に夢と感動・勇気を与え、明るく活力のある社会の形成に寄与します。

本県で平成11年に開催した「くまもと未来国体」や平成13年開催の「ひの

くに新世紀総体」での県選手団の活躍は、県民に大きな感動や自信と誇りを与えました。これらの結果は、県及び競技団体等が一体となり綿密な計画のもとに、強化組織体制を整備し、あらゆる関係機関の理解と支援により実現したものと考えます。

また、本県関係のオリンピック出場者数は第18回東京オリンピック大会（昭和39年）では14人でしたが、近年においては、第26回アトランタ大会（平成8年）8人、第27回シドニー大会（平成12年）10人、第28回アテネ大会（平成16年）7人、第29回北京大会（平成20年）9人、第30回ロンドン大会（平成24年）が10人、第31回リオデジャネイロ大会（平成28年）が8人でした。2020年に2度目となる東京オリンピック開催が決定したことは、ジュニア選手にオリンピック出場への大きな夢と希望を与えてくれました。東京オリンピックにおいて本県関係選手が活躍できるよう選手育成に努める必要があります。

このように競技力向上対策の成果として、本県関係選手が世界の檜舞台で活躍することは、県民に誇りを与えるとともに、スポーツに関する関心を高めるなど、本県スポーツの推進に大きな役割を果たしています。

このような成果を一過性のものとせず、今後も安定した競技力を維持するには、新たな目標を設定し、これまでの成果を活かした取組を切れ間なく引き継ぐことが重要です。

そのため、県体育協会をはじめ、市町村、競技団体、学校等と連携を図り、「くまもと未来国体」等で培った強化システムを継承し、中・長期的な視点に立った各種施策をとおして、国際大会や全国大会で活躍できるトップレベルの競技者を育成する必要があります。

◆ ジュニア期からの一貫指導とタレント発掘

- すべての競技団体が、スポーツ医・科学の研究成果を取り入れ、競技者の発達段階や技術水準に応じた指導理念及び指導内容を明確にした競技者育成のためのプログラムを作成し、適宜更新しながら充実に努めるよう推進します。
- 県内の優秀な指導者によるスポーツ教室・実技講習会を開催し、学校運動部活動及び地域スポーツクラブとの連携を図りながら競技者人口の拡大に努め、優れた素質のある競技者を発掘・育成します。
- 中学校の運動部活動に、小学校で取り組んだ競技がない場合でも、その競技から離れることなく継続できるよう、競技力向上を目指した地域スポーツクラブなどにおいて、一貫指導を受けられる環境の整備に努めます。

◆ スポーツ指導者の養成・資質の向上

- 指導者の養成・確保と資質の向上を図るため、公益財団法人熊本県体育協会や競技団体、学校体育団体等と連携し、各種研修会をとおして公認スポーツ指導者の資格取得を推進します。
- 全国的に著名な指導者やプロスポーツ選手等を招聘し、県内の学校運動部活動指導者・地域スポーツクラブ指導者を対象として、高度な技術・戦術等の指導助言を得るとともに、競技力向上に向けた組織の在り方や県内における優秀選手の選定等に対する総合的な助言を求め、トップアスリートを育てるための指導者養成研修会を充実します。
- 指導者ばかりではなく競技者も対象として、将来を見据えた競技者及び指導者の資質向上を進め、本県の競技力の向上を総合的に図る研修会を開催します。
- 早期からの選手の発掘－育成－強化を円滑に行うため、競技者育成プログラムの啓発や研修会等の開催などにより指導者間の連携を推進します。



(2) トップアスリートと地域スポーツとの連携・協働

全国や世界の舞台で活躍するトップアスリートは、地域スポーツや学校の体育に関する活動等地域におけるスポーツの中で生まれ、長期間にわたるたゆまぬ努力により、その才能を開花されたものです。

また、トップスポーツ（プロ・企業スポーツチームによるトップレベルの競技）により培われるアスリートの技術や経験、人間的な魅力は社会的な財産であり、

それらを地域におけるスポーツに還元することは、スポーツの活性化と裾野の拡大につながるとともに、新たな次世代アスリートの発掘・育成によるトップスポーツの伸長にも寄与するものと考えられます。

このような好循環の創出に向け、地域スポーツとトップスポーツとの連携・協働を推進する必要があります。

◆ 地域貢献活動の推進

関係機関と連携・協力し、県民との交流やスポーツの楽しさや喜びを体験するイベントの開催、子どもたちへの指導や普及活動など、プロ・企業スポーツチームが取り組む地域貢献活動を推進します。

(3) プロ・企業スポーツとの連携

本県では、ロアッソ熊本（サッカー）、熊本ヴォルターズ（バスケットボール）の2チームが、プロのチームとして活動しています。

また、県内企業に所属し、各種大会で活躍している社会人の競技者やチームは、本県の競技力向上に大きく貢献しており、各チームのホームゲームの開催における、地元チームの活躍は地域を元気にします。トップレベルの競技観戦が身近なものとなることで、「みるスポーツ」というスポーツ文化の定着を図るとともに、地域がチームを支えるという相互関係がさらに高まることが期待できます。さらに、プロ・企業スポーツチームが実施する学校、地域、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等との交流や地域貢献活動は、子どもたちに夢を与え、地域密着を目指す各チームにとっても意義がある取組と考えます。

今後は、プロ・企業スポーツチームと学校や地域をつなぐシステムを構築するとともに各チームの地域貢献活動を推進し、本県の競技力の向上や地域の活性化に寄与する企業の社会的評価の向上を目指します。

◆ 国際大会や全国トップレベル大会等をみる機会の創出

- 子どもたちを含め県民がトップアスリートの卓越したパフォーマンスを身近に観戦できるよう、大会を主催する関係団体等へ働きかけをします。
- 国際試合や国内のトップレベルのチームの大会・合宿の誘致や、その開催の支援に努めます。
- 子どもたちが気軽に観戦できる機会の創出やスポーツの楽しさや喜びを体験するイベントの開催、子どもたちへの指導や普及活動など、各チームが取り組む地域貢献活動を推進します。
- メディアやインターネットなどを通じて、県内で開催される国際・全国大会等の情報を提供し、観戦を促進するための環境整備に努めます。

◆ スポーツ情報の収集と提供の工夫

- 県民に夢と感動をもたらす、スポーツをより身近に感じてもらう方策の一つとして、本県出身競技者の国際・全国大会等における活躍の状況をホームページやメディアを活用し幅広く提供していきます。
また、県体育協会等のホームページも活用しながら、スポーツ情報の提供を工夫します。
- 県立スポーツ施設の利用方法、利用時間などの施設案内や、開催されるスポーツイベントやスポーツ教室など、県民の日常スポーツ活動の支援となるスポーツ情報を、さまざまな広報媒体を使ってわかりやすく情報提供するよう努めます。

(4) スポーツ関係団体との連携

社会状況の変化や多様化する県民のスポーツニーズに対応するには、体育・スポーツの推進に係る行政組織間の連携、また、健康・体力づくりや競技力の向上などに取り組むスポーツ関係団体の充実が不可欠です。

本県では、平成28年12月からの計画として「熊本復旧・復興4ヶ年戦略」が策定され、その中で、スポーツや文化の振興を掲げています。

また、平成30年度からの「第4次くまもと21ヘルスプラン」では、子どもの頃からの生涯をとおして適切な生活習慣を定着させることを目指し、運動習慣の普及定着を推進しています。

これらの計画は、県のみならず、各市町村等の行政機関、スポーツ関係団体、企業、学校など社会全体でスポーツに取り組む方向性を示しています。

今後も、本県の体育・スポーツの推進のための施策を効果的・効率的に展開するため、関係部局の役割を明確にしてそれぞれの特性を活かし、横断的な地域スポーツの推進など、本県スポーツの一翼を担うスポーツ関係団体との相互の連携・協働のもと一層の充実を推進する必要があります。

◆ 横断的なスポーツ推進体制の整備

県民の健康・体力づくりやスポーツの推進に係る行政組織の連携・協働を一層促進するため、定期的な情報提供や会議の開催、研修会の合同開催等をとおして、それぞれの役割分担を踏まえた横断的なスポーツ推進体制を整備します。

◆ 関係団体との連携・協働

スポーツの推進母体には、県・市町村、県体育協会、熊本県スポーツ推進委員協議会、熊本県レクリエーション協会、一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団などがあり、相互に連携を図りながらスポーツの推進を図ります。

特に、各市町村については十分な協力・連携を図りながら、県計画の趣旨を踏まえ、計画を効率的かつ効果的に推進することで、県全体として総合的なスポーツの推進を図ることとします。また、施策の総合的・一体的かつ効果的な推進を図るため、県教育委員会及び関係各課と連携して、スポーツの推進を図ります。

○ 県体育協会の充実と発展

県体育協会は、県内のスポーツ競技連盟、協会及び、各郡市の体育協会を統括する団体です。また、「競技力の向上」「スポーツ医・科学の研究」「スポーツ少年団の育成」「指導者の育成」「県民スポーツの推進」「総合型地域スポーツクラブの育成」など、広範にわたって事業を展開しており、本県におけるスポーツ推進の中核を担う団体です。

そのため、各種事業の推進や事業成果の把握等が効率的に推進できる体制の整備・充実を市町村や関係団体と連携して支援します。

また、県内総合型地域スポーツクラブの創設・育成を推進するため「火の国広域スポーツセンター」との連携・協力を一層図ります。

○ 熊本県スポーツ推進委員協議会の充実

本協議会は、スポーツ基本法に基づき、市町村教育委員会及び市町村長が委嘱するスポーツ推進委員等で組織される地域スポーツ推進の中核団体です。これまでの実技指導に加え、スポーツの推進のための実施に係る連絡調整役としての役割が大きく期待されています。

そのため、研究大会等の開催をとおしてスポーツ推進委員の資質の向上と活動の活性化を図ります。

○ 学校体育団体の充実

熊本県小学校体育連盟、熊本県中学校体育連盟、熊本県高等学校体育連盟、熊本県高等学校野球連盟は、学校における体育・スポーツの推進をとおして、児童生徒の心身の健全な育成に取り組んでいます。今後も児童生徒のスポーツ環境の整備・充実を図るとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ人づくりの基盤整備に取り組んでいきます。また、中・高等学校の運動部活動においては、熊本県中学校体育連盟、熊本県高等学校体育連盟、熊本県高等学校野球連盟と連携し、部活動指導員や外部指導者の活用を推進することで、指導力の向上を図ります。

○ 熊本県レクリエーション協会との連携

本協会は、レクリエーションの総合的な普及・推進に努め、県民の心身の健全な発達と明るく豊かな社会生活づくりに取り組んでいます。多様化する県民のスポーツニーズに対応できるよう今後も、スポーツ・レクリエ

ーション普及のための指導者の育成や資質向上など活動の充実に協力・連携を図ります。

○ 熊本県障害者スポーツ・文化協会、熊本障害者スポーツ指導者協議会との連携

障がいのある人のスポーツ・レクリエーションの普及・推進を担う熊本県障害者スポーツ・文化協会や熊本障害者スポーツ指導者協議会に対して、関係競技団体との連携のもと指導者の養成や競技会の運営を支援します。

(5) クリーンでフェアなスポーツの推進

国内において、スポーツ選手の暴力行為やドーピング行為、スポーツ指導者によるパワーハラスメントや暴力行為、スポーツ団体における不正な会計処理などスポーツ界において様々な不祥事が相次ぎました。また、このような事案に対し、問題解決の責任主体であるスポーツ団体等において適切な対応が取られず、スポーツ選手の権利や安全が脅かされる状況が生じました。

スポーツ選手の権利の保護とスポーツ活動全般における安全・公正・公平性の確保を通じ、スポーツの価値を守り、今後広く普及していくためにも、スポーツにおける自主性・自律性に配慮しつつ、スポーツ・インテグリティの確保に向けた取組が必要です。

◆ スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

○ スポーツ団体において、国がスポーツ団体と連携して作成するフェアプレーの精神、スポーツ団体及びアスリート等が注意すべき事項等に関するガイドブックを活用し、スポーツ・インテグリティの基盤を整備します。

○ 本県体育協会においては、統括団体としての役割を踏まえ、県と連携のもと、加盟団体のガバナンスの強化を推進します。

また、透明性が高い組織運営体制を整備したスポーツ団体を継続的に増加させ、スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた基礎的環境整備を推進します。

○ ドーピングについては、アスリートに重大な健康被害をもたらすことに加え、フェアプレーの精神に反し、青少年に悪影響を及ぼすなどの問題があります。県は、県体育協会やスポーツ医・科学関係機関等との連携を深め、ドーピング防止に関する講習会の開催や情報の提供に努め、ドーピング防止活動を積極的に推進します。

第4章 スポーツ推進体制の構築

スポーツ基本法には、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利である。」と謳われ、スポーツが、青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等国民生活において多面にわたる役割を担うことを明らかにしています。

今後、本県においてスポーツを推進するに当たっては、このスポーツの役割を常に念頭におき、青少年の健全育成としては、協調と連帯の心、夢とその実現に向けて最後まであきらめないで取り組む強い心、困難を乗り越える力、対戦相手やルール・審判・競技そのものを尊重する心であるスポーツマンシップなど、スポーツのもつ教育的な価値を正しく理解し、次代を担う青少年への定着を図っていきます。

また、人と人、地域と地域の交流を促し、相互の「絆」を深め、地域に元気と活力を与え、人々が主体となったコミュニティーづくりに繋げていきます。

そして、これらの取組をとおして、本計画の目指す姿である「スポーツによる人が輝く豊かなくまもとづくり」の実現を目指すとともに、熊本県に生まれ育ったことを誇りに感じ、熊本県で頑張ろうと心から思える県民を増やします。

そのためにも、スポーツの推進に関わるすべての関係者に、以下の諸点に理解と協力を得ながら、今後、概ね5年間にわたり本計画を実施します。

1 県民の理解と参加の促進

スポーツを通じて、県民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する県民の関心と理解を深め、スポーツに対する県民の参加・支援を促進するよう努めます。

そのためには、スポーツの幅広い県民への普及のための基盤整備が求められ、市町村においても条例や地方スポーツ推進計画等の策定を通じ、住民のスポーツに対する参加・支援を促すものとします。

2 スポーツ推進のための財源確保の工夫

スポーツ施設の整備・充実をはじめ競技力向上対策事業の推進、大規模スポーツイベントの開催など、本計画に掲げる各種施策を推進するには、独自の財源確保をはじめとする財源基盤の確立が不可欠です。

県では、会場使用料など個人がスポーツを行うための直接的な経費については、受益者負担を原則としていますが、その活動が社会的な意義を有し、社会的な利益を生み出すものについては、予算措置以外にも国やスポーツ振興くじ

(toto) の助成を活用するなど、多様な財源確保に取り組んでいきます。

また、長引く日本経済の低迷、県予算の厳しい財政事情など、不安定な社会状況が続く中、本計画に掲げる施策を長期的・安定的に推進するには、県と市町村、さらには県体育協会をはじめとする民間の関係団体が、それぞれの役割を踏まえ所要の財政上の措置を講じていく必要があります。

◆ **助成事業 (toto) 等の積極的な活用**

- スポーツ振興くじ (toto) の助成事業をはじめ、スポーツ関連の助成団体が行う各種支援事業等の情報収集を行うとともに、その情報を関係機関やスポーツ関係団体へ提供し、積極的な活用を推進します。

◆ **協賛企業とのパートナーシップの創出**

- 協賛企業とのパートナーシップの創出に取り組むとともに、スポーツの推進のためのサポーター制度等、新たな支援システムの必要性等について検討します。

◆ **ネーミングライツの導入**

- 県立スポーツ施設のネーミングライツ（命名権）導入に取り組み、歳入の確保に努めます。

3 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

本計画は、横断的、総合的な取組として推進しますが、その取組のまとめや進捗状況については、関係部局と連携しながら、計画に掲げた施策の「目標」「具体的な方策」などについての成果や課題等を県民や有識者に評価していただくとともに、実施状況等を県教育委員会が取りまとめ、熊本県スポーツ推進審議会に諮り、計画の有効性を高めながら次年度以降の取組に反映させて推進してまいります。

用語の補足説明

※1 スポーツ・インテグリティ

ドーピング、八百長、違法賭博、暴力、ハラスメント、差別、団体ガバナンスの欠如等の不正がない状態であり、スポーツに携わるものが自らの規範意識に基づいて誠実に行動することにより実現されるもの。

※2 スポーツ推進委員

市町村におけるスポーツの推進のため、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う（スポーツ基本法第32条第2項）者のこと。旧スポーツ振興法第19条に定める「体育指導委員」について、近年、スポーツの実技の指導や助言のみならず、スポーツ推進の事業の実施に係る連絡調整の役割が重要性を増していることから、スポーツ基本法において、「スポーツ推進委員」と改称され、連絡調整としての新たな役割が追加された。

※3 インクルージョン社会

障がい者と健常者が区別なく、ともにスポーツをする機会を作っていく社会という意味であり、障がいがあろうとなかろうと、あらゆる人が地域に包み込まれ、必要な援助を提供されながらスポーツに親しむこと。

※4 スポーツツーリズム

スポーツを「する」「みる」「ささえる」ための旅行やこれらと周辺地観光を組み合わせた旅行のほか、旅行者が全国どこでもスポーツに親しめるような環境の整備や提供も含まれる。国際競技大会や生涯スポーツイベント等の招致・開催及び武道体験等の機会の提供は、我が国の観光の魅力を発信し、スポーツツーリズムの発展に有効であると考えられている。

※5 フットパス

森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと。

※6 くまもとスマートライフアプリ（歩数計アプリ）

誰もが簡単に、楽しく、気軽に取り組める健康づくりをテーマにしたスマートフォン（iPhone、Android）対応の歩数計アプリのこと。

【資料】

重要業績評価指標（KPI）

第2期スポーツ基本計画を参考にしながら、第2期熊本県スポーツ推進計画の重要業績評価資料を以下のとおり設定します。

評価指標	現状(2017)	目標(2023)
運動が「好き」・「やや好き」である中学生の割合	84.0%	92.0%
小・中学生の新体力テストの全国偏差値	49.98	50.50
P D C A サイクルにより運営の改善等を図る 総合型地域スポーツクラブの割合	24.6%	50.0%
成人の週1回以上のスポーツ実施率	52.9%	65.0%
県立スポーツ施設平均利用者数	1,339,821人 (2011～15の平均)	1,420,000人 (2016～20の平均)
	※施設の指定管理期間による	